

第九十四回国
参議院法務委員会會議録第十号

昭和五十六年六月二日(火曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任
丸谷 金保君
近藤 忠孝君

補欠選任
加瀬 完君
宮本 顯治君

六月一日

辞任
大石 武一君
真鍋 賢二君
宮本 顯治君

補欠選任
降矢 敬雄君
野呂田芳成君
近藤 忠孝君

六月二日

辞任
野呂田芳成君

補欠選任
衛藤征士郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鈴木 一弘君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

委員

白井 莊一君

衛藤征士郎君

戸塚 進也君

平井 卓志君

降矢 敬雄君

岡山 雅也君

八木 一郎君

安井 謙君

瀬谷 英行君

近藤 忠孝君

国務大臣
法務大臣
政府委員
法務政務次官
法務大臣官房長
法務省民事局長
法務省入国管理局長
厚生省児童家庭局長
社会保険庁年金保険部長

中山 千夏君

奥野 誠亮君

佐野 嘉吉君

寛 榮一君

中島 一郎君

大鷹 弘君

金田 一郎君

新津 博典君

奥村 俊光君

山本 達雄君

元木 伸君

稲葉 威雄君

岩崎 允彦君

田中 祥策君

丹波 実君

山本 學君

井辻 憲一君

事務局側
常任委員会専門員

説明員

法務大臣官房参事官

法務省民事局参事官

法務省民事局参事官

外務大臣官房領事移住部領事第二課長

外務大臣官房領事移住部査証室長

外務省北米局長

全保障課長

文部省学術国際局コネスコ国際部長

新東京国際空港公団理事

参考人

本日の会議に付した案件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月二十九日、丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君が選任されました。

また、昨日、大石武一君及び真鍋賢二君が委員を辞任され、その補欠として降矢敬雄君及び野呂田芳成君が選任されました。

また、本日、野呂田芳成君が委員を辞任され、その補欠として衛藤征士郎君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を、便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 昭和四十八年の衆議院法務委員会の附帯決議の中に、大小会社の区分という項目があります。これはその後かなりの論議がございまして、この法務委員会においてもやはりこの問題については大きな関心を持っておるわけであり

ます。将来の立法論でありますけれども、この大小会社の区分については、これは法制審議会その他の関係がありますので最終的な決定は後日になります。ただいまのところでは、事務局として大小会社の区分というのはどの程度のことを考えておられるのか。

たとえば、その中に有限会社なども含めて考えておられるのか、また、株式会社を大規模な会社、比較的小規模な会社とお分けになった場合に、その小さな規模の会社でさえもなおかつ有限会社の規模にまざる、有限会社の規模よりも大きなものを考えておられるのか、また、その資本金額についてはどういうふうに考えておられるのかなど、いろいろ疑問があるわけであり。私どもにしましてもある程度の考えを持っておりすが、一応ただいまのところの事務局の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 私どもは株式会社ということで考えます場合には、やはり広く一般大衆から資本を集めるという株式会社本来の姿というものになりまして、おのずから相当規模の大きいものということになるのではないかと考えているわけであり。したがって、そういうものにつきましましては、それ相当の規制を申しましようか、監査の問題にいたしましても、計算関係にいたしましても、それ相当の規制をしなければならぬというふうな考えをしております。株式会社でありながら有限会社よりも規模の小さいもの、有限会社よりもっと閉鎖的なものというふうなものもあるわけでありまして、こういうものをどういうふうにかえたいのかというところが、問題点として浮かび上がってくるわけであり。そういう問題点というものを取り上げて、今

後法制審議会で検討していただくということになろうと思うわけでありましても、昭和五十年に問題点を一応取り上げました場合にも、有限会社法と小規模株式会社法との関係はどうかあるべきかと、あるいは有限会社法というものは小規模株式会社法の中に取り込むべきであるとか、いろいろな御意見がありましたので、そういう問題を整理して、今後検討審議していただくことになるであらうと考えております。

○寺田熊雄君 この大小会社の区分については、もうすでに日本税理士会の方から私の方に文書による反対意見の表明があったわけでありましても、これは事実かどうかは知りませんが、税理士会の反対が非常に政治的に強いために、法務省事務当局におかれてこの問題についてはかなり消極的になっておる、ことに資本金額で大小会社の区分をするという点については、一層税理士会が強硬な反対を持っているために、このことを論議するのはタブーであるというふうな考えを持っているというふうなことがうわさとしてわれわれの耳に入っておるわけでありましても、しかし、私もとしましては、大小会社の区分をする上で資本金額を基準とするというものは、一つのやはり有力な手段であることには間違いないと思ひます。

したがって、それが正しい方針であるとするならば、どこかの会が反対しようと、そんなことにかかわって正しいことを主張するという態度を播るがすべきでないとは私は考えておるんですね。果たしてこの資本金額を云々することが鬼門であるというふうな考えをお持ちなのかどうか。もしそれが事実だとすると、私はそうであつてはならぬ、やはり勇気を持って法務省当局は正しいことは主張していただかなければならないと考えております。その点、率直に本音のところをお伺ひしたい。

○政府委員(中島一郎君) 大小会社の区分を考えます場合に、資本金額というものがその唯一とは申しませんが、非常に重要なメルクマールになるということはいまだいま御指摘のとおりでありまして、私も全く同じに考えております。ただ、現実の問題として考えますと、最低資本金制度というものをとりましてどこかに最低資本金の額というものを引きましますと、それによつて現実に株式会社であるものが株式会社から追い出されるという問題が起つてまいりましたために、これにはよほど慎重な検討を加え、そして、時間をかけて国民のコンセンサスを得るということが必要であらうというふうなことを考えておるわけでありまして、検討は慎重にいたさなければなりませんけれども、だからといって、問題が大きいからそれを避けて通るということはいくらも考えておらないわけでございます。

○寺田熊雄君 いまの民事局長のお答えになったことは、私もとしましては大変結構なことだと思つております。これはやはり法務大臣のお気持ちも大事なんです。法務大臣が事務当局をよくバックアップなさつて、正しい主張であれば、一つの職能団体などが強硬な反対をして法務大臣の御所属になつておられる政友会の方々に働きかけるようなことがありましても、大臣としてはやはり事務当局をしつかりとバックアップして下さることが大事だと思ひます。その点、ちょっと大臣のお気持ちを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 大小会社の区分の問題は、四十九年の国会の委員会の附帯決議でも検討課題としてちようだいしているわけでございまして、法制審議会でも根本改正の一つの項目として理解しておられるようでございますので、この後引き続いて調査していただきます場合には、これが一つの検討課題に取り上げていただけたら、こう考えております。

○寺田熊雄君 それじゃ、ディスクロージャーの問題であります。これは証券取引法に、有価証券報告書の大蔵大臣に対する提出を義務づけた規定がありまして、かなりこれは上場会社については大きな効用を発揮しておると思ひます。非上場の会社につきましても今回、商法改正で営業報告書の記載内容を整備していく。そのほか取締役会

議事録は、これは裁判所の許可を得て必ず見ることができるようになった。そのほか、財務書類の公告の規定も現在より一歩進んだことになつておると思ふのであります。ただ、商業登記所への計算書類の届け出については今回は見送られました。これ以外に、ディスクロージャーの問題で事務当局としては他の方策についてはお考えがあるのか、それとも具体的の方策としてはいまのところはまだないと言われるのか。その点いかがでしょう。

○政府委員(中島一郎君) 試案におきましては、取締役は計算書類を商業登記所に提出しなければならぬというふうなことも掲げたわけでございまして、登記所の受け入れ体制が整うまでというふうなこともありまして、公告をして、そしてその旨を登記所に届け出るといふようなことも検討したこともあつたわけでございまして。そうなりますと、公告というふうなことになるまいかと、現在商法の百六十六条の三項で、「官法又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲ」とあるというふうなことになるわけでありましても、そのスペースというふうなものもあり、経費というふうなものもありますので、何かそういう面であつた方法というものはないかというところを私も考えておるわけでございまして。

その一つといたしまして、たとえばこのための特別の広報紙というふうなものはいかがであらうか。これは最近、裁判所で競売物件の公告をいたします場合に官報、新聞、その他ではなくて、競売ニュースというのでもしうか、競売物件だけを専門に掲載するそういう刊行物があるというふうな聞いておりますけれども、それと同じように、会社の公告を専門に掲げるといふようなものを考えて、そしてそれに掲げるといふようなことはいかがであらうかというふうなことも検討をしていくわけでありまして。

ので、いろいろ難点がありますけれども、何かの方法を考えていい方法を取り入れていきたいと、こういう方向で検討しているわけでございまして。

○寺田熊雄君 次は、新株引受権付社債についてお尋ねをいたしますが、これは経済界、とりわけ日本証券業協会の要望に基づきまして、急遽改正要綱に含められた制度であります。経済活動が国際的に広がつてまいりまして、外国に対する債権を会社が持つ、輸出代金が非常に商社の場合などはふくらんでくる。しかし、これは為替の変動で大変その実質的な価値が落ちてくる、そういう損失に対するヘッジとしての機能を果たさしめるためにこういう新しい制度を必要とする、一つの方法としてとられたというふうな聞いておるのでありますが、こういう制度を採用するに至つた経緯、その必要性などについて、まずお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 新株引受権付社債につきましては、先生が御指摘のように、かねてから実務界から非常に要望の強かつたところでございまして。

まず、なぜこういう社債を発行する必要があるのかという理由でございまして、これは言うまでもなく、まず第一は、資金調達が多様化ということがございまして。つまり、現在でも資金の調達には新株を発行して払い込みを受けるということもございまして、社債を発行するというところもあるわけでございます。社債を発行するということも通常の社債と転換社債というものがございまして、通常の社債は、もちろん発行してから返済されるまでずっと会社にとっては債務としての性格を持つというところでございまして。それに対して転換社債の方は、発行いたしますときは社債でございますけれども、そのうちに、社債権者が転換を請求いたしましたときは、これが株式となつて債務から資本に転化するということになるわけでございます。

この転換社債でございまして、転換社債の場合は、転換権を行使されるまではつまり債務

でありますけれども、転換権を行使されますと債務が削減して株式になってしまう、つまり資本に転換するということになるわけでございます。ところが、社債権者の中には社債も持っていた、そうして新たに株式も持っていたという人もいるわけでございまして、そういう人たちの要望を満たすために新株引受権付社債、つまり新株引受権の行使をした後も社債は残る、しかも新株が手元に入ってくるというような社債を発行することができれば、資金調達には非常に便利であるという要望があったわけでございます。

それともう一つは、先ほど先生御指摘になりました為替リスクのヘッジでございまして、外貨建ての債権を持つ場合には、為替の変動によって回収するときに実際に入ってくる金額が少なくなってしまうというようにございまして、非常に危険な面から言えば危険であるということがございまして、その危険を回避するためには、たとえばある会社がアメリカならアメリカに対して外貨建ての債権を、ドル建ての債権を持っているという場合には、逆にドル建ての債務を負担していれば、この為替相場がいかに変動いたしましても、究極的にはプラス・マイナス・ゼロになるということになるわけでございます。

ところが、現在、海外の金利相場というのは非常に高うございまして、たとえばアメリカの場合、プライムレートが二〇%ぐらいしているというところでございまして、二〇%の利息のつく借金をするということではこれは金利コストが高うございまして、必ずしも為替リスクのヘッジにならないという問題があるわけでございます。

そこで、いかにして借金を安くするかという問題でございまして、これは現在の転換社債でも、転換という将来のうまみがございまして、比較的安い金利で発行することができるとございまして、しかし、先ほど申しましたように、転換いたしてしましますと、従来の社債はなくなりまして株式になってしまうということでございまして、つまりそうすると、会社が背負って

た借金がなくなるわけでございまして、これではそのときから為替リスクのヘッジの対象がなくなってしまうということになるわけでございまして、そこで、ずっと借金を残しておきながら、しかも社債権者にはうまみがあって安い金利で発行できるものはないかということになりますと、この新株引受権付社債というものがあつたわけでござい

ます。この新株引受権付社債でございまして、つまり将来新株の引受権を行使することによって、あるいは将来の時価よりは安く株式が購入できるかもしれないという妙味がございまして、社債の金利を安くしても人が買ってくれるという利点がございまして、したがって、たとえばこれを外国で発行することになりますと、比較的金利が安くて借金がでけるといふ結果になるわけでございまして、したがって、そういう為替リスクのヘッジという点からは、この新株引受権付社債がよろしいであろうというわけでござい

ます。この新株引受権付社債というのは、何もただいま私が申し上げましたような目的を達するためには、新株を社債権者に与えるだけではございまして、すでに発行された株式を一定の価格で社債権者に与えるということでも目的が達せられるわけでございまして、つまり、株式買い取り権付社債というものでもこれ目的が達せられるわけでございまして、実は実務界、特に証券界から最初要望がありましたのは、新株買い取り権付社債を発行してはいいかという要望があつたわけでござい

ます。これに對しましては、法制審議会の商法部会でいろいろ議論いたしました結果、株式買い取り権付社債を発行するためには、会社が自己株式を常に取得して、その社債権者の買い取り請求権に応じなければいけないという問題がござい

ます。これは、今回の改正におきましては、自己株式の取得については必ずしも緩和しないというす

たに基本方針ができておりました。したがって、株式買い取り権付社債については、これを認めるのは今回は問題があるのではないかと。少なくともそういう実務界の要望に対応するためには、新株引受権付社債というものでよろしいのではないかと

いうこととございまして、それで、実は、この要望はかなり以前からあつたわけでござい

ますけれども、果たして新株引受権付社債をどのようなものにしていくかということについての業界の具体的な意思決定とい

うことは、意思表明というふうなものはまだ必ずしも十分でなかったために、審議の過程で出しました法律省民事局参事官室からの試案の中には含まれておりませんでした。しかし、商法部会での意向といたしましては、実務界でかなり具体的な意思が固まってきた、それが立法化できる程度のものができるといふコンセンサスはできていたわけでござい

ます。ところが、たまたま昨年の春でございましたけれども、これは証券業協会がござい

ます。証券業協会と申ししても必ずしも実務家だけではござい

ませんで、学者を中心とした委員会がございまして、そこでかなり具体的な案をつくりまして、そうして法制審議会に對してこのような立法をしてほしいという要望があつたわけでござい

ます。そこで、法制審議会の商法部会で審議いたしました結果、これならば十分に実務的にもたえ得るものであるということと、若干の修正はござい

ましたけれども、基本的な証券取引研究会の意向に基づきまして今回の法律案を作成したという状況でござい

ます。○寺田熊雄君 いまの御説明で、転換社債との相違であるとか、それから株式買い取り権付社債との差異であるとか、それも明らかにしたわけでありますが、これには新株引受権と社債とが分離したものと、両者が一体となって移転せられる性質のものと、二つの種類があるというふう

に承っておりますが、これは条文を見てもそう

なっております。この二つの種類の差異というものは、端的に御説明なさるとどうい

うことになりますか。○説明員(元木伸君) まず、分離型でござい

ますけれども、これは新株引受権を表章する有価証券と、それから社債権を表章する有価証券、これが物理的に別々の有価証券になっているというものでござい

ます。これに對しまして非分離型と申しますのは、新株引受権を表章する証券と社債を表章する証券とが同一の証券面に表章されているという

ことになるわけでござい

ます。したがって、実際の取引におきましては、分離型を取

得した社債権者とい

ましては、これを別々に転々譲渡さしても構わないわけでござい

と、それから単位株制度をしたこと、これは上場会社に対してはみなし規定によって事実上義務づけられたわけでありますが、この制度が零細な株主の権利を正通するものであるという議論が、この商法改正案についてかなり強く主張せられておるわけでありますが、これが事実かどうか、この点について御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(中島一郎君) まず、株式単位の引き上げの問題でありますけれども、現在におきましても証券取引の実際は、原則として額面金額の合計が五万円に当たるようなそういう数の株式を単位として行われておるわけでありまして、そのことと、それから今回株式単位の切り上げをいたしますけれども、それとともに端株制度という制度をつくりまして、そして端株主の地位を保護したというふうなことから考えまして、最小の犠牲で株式制度の合理化を実現することができるといふふうに考えておるわけでございます。

単位株制度につきましては、確かに現に議決権などの公益権を有しております株主に対して、この単位株制度によって議決権等の公益権を制限することになるわけでありまして、不利益を与えるのではないかと問われれば、理論的には確かにそういふ一面があるといふことは否定できないかといふふうに考えますけれども、私どもといたしましては、単位未満株の持ち株の全株式数に占めております割合でありますとか、あるいはそういう単位未満株のみを所有しております株主の実態、意識というふうなものから考えまして、これまた、犠牲は微々たるものといふふうに考えています。一方において、単位未満株につきましては、会社に対する買い取り請求という制度を設けておりますので、あれこれ比較考量いたしますと、これまた、最小の犠牲で株式制度の合理化を実現することができるといふふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いまの局長の前半の説明がちょっと理解しがたいものがあつただけけれども、いま

のはどういふことですか。前半の説明で、一株の金額を、いま発行する場合に、五万円を下らないものとすることと現実とがマッチしているというふうな御説明だつたように思ふけれども、そうじゃないでしょう、いまは。

○政府委員(中島一郎君) 現在は五十円株といふものがございまして、時価が平均三百円とか四百円とかといふことになっておりますから、三百円なり四百円なりといふ一株を取得するといふこともこれは不可能ではないと言へば不可能ではございません。しかし、実際問題といたしましては、そういうものを千株とまとめて額面五万円といふこととで、時価といたしましては三百五十円として千株で三十五万円となりましょうか、そういうことでなければ、原則的には証券取引の場において株式を取得することはできないといふ現実がございまして、でありますから、可能性の問題として言ふならば、それは一株あるいは十株あるいは五十株といふような株式も取得できるわけでありまして、けれども、そういう株式を取得して、そして株主としての権利を行使するといふ人は、これは通常のこととしましては考えなくてもいいのじゃないかといふことであります。

そうだとすれば、一株を五万円に切り上げるといふことによつても、不利益を与える部分といふものは非常に微々たるものではないかと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 つまり、現実には一株五十円の株券が、時価は三百円、四百円、はなはだしいものは三千円もしてある、あるいは五千円もしてある。それを實際証券会社で手に入れたときは、一定の単位、それが千株のときもあるでしょうし、値がさ株のときは百株のときもあるでしょうが、そういうある程度まとめて買わなければ買ひ得ないんだから、それは常に五万円どころではない、何十万円という出費を必要とするんだから、したがつて、現実には発行時の株式の価格を五万円にして、も余り影響はないと、こういう議論ですか。そういうふうに聞いていいんですか。

○政府委員(中島一郎君) そういう株式取引の実態があり、かつ、現在の金銭的な感覚といふことから申しましたならば、何百円という金額は、これは会社の財産の持ち分である株式の所有の単位としては余りに小さくて、そういうものをもつて、本来自分は現在の現行法のもとであるならば、三百円なり四百円なりで一株の株主になれたのだといふ利益を今回の改正法で制限することになるわけでありまして、それは何と申しましょうか、がまんしてもらへる不利益ではないかといふことを申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 俗に言う公書を書き散らす会社に対して、被害者が一株株主となつて株主総会に乗り込むとか、あるいは総会屋が子分に一株一株の株を分けて株主総会で大変元気のいい行動をとるとか、そういうこと以外には、まあ普通の場合には千株単位とか、値がさ株の場合には百株単位とか、そういうものでないかといふことは、私もそういう人々は株主総会に出て株主としての権利を行使するといふよりは、現実にはそれを抱いておつて、そして値がさがつたときにそれを売つて、俗に言うキャピタルゲインを得るといふことが目的だ、そういうふうなことを考えて、影響はさしてないといふふうなままあなたがおっしゃつたと、そういう理解をしてよろしいですか。

○政府委員(中島一郎君) 大体そういうことでございまして、一株運動といふものを決して否定するとか制限をするとかといふことではございません。一株主といふことで権利を行使する場合に、新しい改正法のもとにおきましては、五万円単位の一株主として行動をするといふ程度が、現在の経済状態にむしろふさわしいのではないかと、いふような趣旨を含めて申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 これは、取締役であるは大株主が会社の支配権を握つて、定款をもつて一株の金額を著しく高値にするように改正して、零細株主を端株主に転落させる、そして議決権を奪つてしまふといふようなことも考えられますね。これはどう

うでしょう。

○政府委員(中島一郎君) 現行法でも理論的には可能でありますけれども、確かにおっしゃるような事態も可能性としては考えられるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは何らか、現行法なり今回の改正法でこれを違法としてやつつける、株主が何かそれに抵抗させるような手段はないだろうか。これはいかがですか。

○政府委員(中島一郎君) 非常にはなはだしい場合、併合して一株の金額を著しく高値にするといふような場合、その程度にもよろうと思ひますけれども、違法の問題を生ずるといふふうに考えます。特に、ただいまおっしゃいましたように、少数株主を追い出すためといふような目的でやる、あるいは結果としてそういう不当な結果を生じたといふような場合には、権利の乱用といふことになりまして、現在の二百五十二条、決議無効の確認の訴えといふものが許されると考えております。

○寺田熊雄君 これは、改正法の二百四十七条第一項三号に該当すると理解していいでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 二百四十七条の第一項三号は「決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル株主ガ議決権ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不当ナル決議ガ為サレタルトキ」といふことになっておりまして、私どももこれでいけると申しましようか、これにも当たるといふようなことを考えたこともございまして、現にそういう意見の者もないわけではございませんけれども、現在のところは若干問題があるといふようなことを考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 これは将来判例の推移をまつことにして、今度の改正法の附則で、上場会社については「一単位の株式を一株に併合する」「決議があつたものとみなす」といふかなり思い切つたみなし規定を置いてゐる。しかも、その十六条では、一単位の株式の数を決めて、一単位に満たない株式についての権利を決定するといふように、

かなり思い切った規定を附則の中にうたつてい

る。これは一般大衆にかなり影響のある規定な

で、われわれとしてはこういうことをするとい

うと、もしこれが可決された場合に、法務省とし

てはかなりこれを一般に周知徹底させる必要が生

ずるといふふうに理解をしておるのですが、これ

はなぞ附則に入れたのか。立法の体裁としてもち

よつと考へてみたいと思ひますが、あなたの方の御抱

負というか、なぞこれを附則に入れたのか、その

辺のことを伺ひたい。

○説明員(元木伸吾) まず、単位株制度をなぞ採

用するかという問題でございますけれども、これ

は株式単位を今回の改正法案においては引き上

げるといふことにしているわけでございませう。そ

ういたしまして、本来ならばここで一挙に、今回

の場合は一応額面株式であれば五万円ということ

でございまして、その線に全部のつてるとい

うことが望ましいわけでございませう。しかし、そ

うようにいたしました場合には、きのうまで株主で

あった人も、新法が施行された場合には直ちに株

主でなくなつてしまつて、すべての株主としての

権利を失つてしまつていくことになるわけでござ

います。これは余りにも影響が大き過ぎはしな

い。かといふことがございませう。したがつて、で

きるだけそういう株式併合に伴ういろいろな障害と申

しますか、大きな影響がないようにするために徐

徐に株式併合の実を上げようということで、単位

株制度というものを採用するということでござ

います。

したがいまして、単位株制度は初めから将来の

併合のための手段といふことになるわけでござ

います。もちろんしかし、そういう手段でありま

しても、単位株制度といふものを永続的な制度とし

て認めてもよろしいのではないかと御意見も

ございませう。しかし、単位株制度の場合は、同じ

株主でありながら単位に達しない場合には、一部

の権利が制限される。そういう単位に達すればす

べての権利を行使することができるといふことで

ございまして、言つてみれば変則的な制度でござ

います。したがいまして、やはりこういう制度とい

ふものは、そういう変則的なものならば、やはり

過渡的なものとして、つまり将来の併合に至るた

めの過程としての地位を与えるということが妥

当なのではないかといいことで、これはあくまで経

済的な問題であるといふことでございませう。

それで附則に置いたといふことでございませう。

○寺田熊雄君 将来の併合を前提とするとおつし

やるのは、これは立法による措置をにらんで言

はれておるのですか。

○説明員(元木伸吾) そのとおりでございませう。

○寺田熊雄君 次は、資本の問題についてお伺

したいと思ひます。

これは当然のことをお尋ねするのかもしれない

けれども、商法第二百八十四条ノ二の改正で、発

行額面株式の株金総額によらないで、発行価額

の総額を基準とする、そして二分の一は資本に入

れる、最小限の二分の一は資本に入れない、二

分の一は資本準備金だと、こういうふうな制度に

して、かなり経済界では何か大きな変革のよう

に考へておるようでありますけれども、しかし、現

在のように額面の金額だけを資本に入れて額面を

上回る実際の価額を資本準備金に入れる、いまの

制度でも資本準備金は別段それを利益配当に回

すといふことが許されるものではないといふよう

なことを考へますと、資本充実の原則の上では、

両者にあんまり差異はないと考へるんだけれども、

なぜこれが大幅に改定されているのか、その辺の

ところをよく説明していただきたい。

また現実に、現在の制度とこの改正法との間

で、株主に何らかの現実的なメリットの面では差

があるのかどうか。その点を説明していただき

たい。

○政府委員(中島一郎君) 現在の制度につきま

しては、額面株式については、額面を超える部分

を資本に入れないけれども、無額面株式について

は発行価額の四分の一を超えない部分について

資本に組み入れることもよろしいと、こういうこ

とになっておるわけであります。

この無額面株式についての規定が設けられまし

たのは、昭和二十五年度の改正法によるわけで

ありますけれども、その当時は、株式の額面株式

について、額面額とそれから時価とにそれほど大

きな開き

がなかったわけでありませう。たとえば、時価が

平均で額面の一・三倍とか一・四倍とかといふ

ようなことが通常でありまして、しかも増資の

場合、新株の発行は、通常の場合、株主に新株

引受権を

与える額面発行が大部分であつたといふことで

あります。

そういう当時には余り支障がなかったわけであ

りますけれども、その後、非常に額面株式につ

いて、額面と時価との差が開いてまいりまして、

現在では平均して時価が約七倍、著しいものは

約百倍といふような例もあるわけでありませう。

しか

も、増資による新株の発行は、原則として時価

発行

行といふことになりましたために、同じ資本の組

み入れでありまして、額面株式の場合と無額面

株式の場合とで非常に差が出てまいりまして、本

来、

同じ機能を営むべき額面株式と無額面株式の増

資の場合に、資本組み入れの額が非常に違つて

いふことが問題になります。

それと同時に、額面株式について従来行われて

まいりましたように、額面額だけ資本に組み入

れて、その余は資本に組み入れない、資本準備

金として積み立てるといふ取り扱いが見直され

るといふことになりました。今回、そういうこと

から、

額面株式と無額面株式との取り扱いを一致させ

るといふような意味もありまして、二百八十四

条ノ二の改正を行つたわけでありませう。

私どもは、これは別にとりたてて言うほどの

改正ではないといふふうに考へるわけでありませ

うけれども、ただいま御質問にありましたように、

一部の経済界でこの点についての大改正である

かのような御議論があるといふことを承知して

おるわけであります。それは従来、わが国の経営

者としては、資本の額を基準にしてそれに対して

配当を考へる。だから、額面に対して配当一割と

か一割五分とか二割とかといふようなことで配

当を考へる。したがつて、額面に対して配当一割

と考へる。たとえば額面五十円の株式について

一割、五円の配当をしてあげれば、それで株主

に対して十分報いておるかのやうな言い方を

する経営者、考へ方といふものがありましたし、

現にある

やうであります。

五十円の株式を千円の時価で発行しておつた

場合でありまして、額面を基準にして株式配当

をしてあげればそれでいいといふことで、これはど

うも株式といふものでしょうか、増資による資

金の獲得といふことに対する考へ方として正しく

ないかといふふうに私どもは考へております

ので、今回の改正の方向といふ方が好ましい方

向であるといふふうに考へるわけでございませ

う。

○寺田熊雄君 資本充実の原則の上からは、両

者

の

同

に差異はないと考えていいのかどうか。また、株主に対して現実的なメリットの面では影響があるのかどうか、その二つをお伺いしたんです。

○政府委員(中島一郎君) 資本充実の原則ということから申しますならば、影響ございせん。また、株主に対しては実際問題として現実に何らかの影響があるかという、それはございせん。

○寺田熊雄君 次は、取締役会の問題をお尋ねしたいんですが、今度の法改正で、たとえば重要な人事、財産処分、金銭貸借、支店の設置、廃止、これらは取締役会の権限である、取締役に決せしめ得ないと思いましたが、これは代表取締役に対しては白紙委任はできないと考えられますけれども、これは強行法規と考えていいのでしょうか。

つまり、これに反する行為は当然無効と考えるべきなのかどうか、訴えをもって取り消し得るに与えるのか、定款をもってこの規定を潜脱することができないのかという点について、お尋ねをしたいと思っております。

○政府委員(中島一郎君) 二百六十条の二項は、強行法規であるというふうに解しております。したがって、ただいまおっしゃいましたように、これに違反する場合には、その行為は無効であるというふうに考えます。

それから、定款によりまして、これに反する定めをすることはできないということになります。

○寺田熊雄君 これは恐らく将来裁判例で出てくる問題だと思っておりますので、一応の解釈をお伺いたしたわけですが、なお、取締役会の権限は一般に定款をもってしても常務会なるものに委任はできませんか、あるいは定款をもってすれば常務会に委任できますか。その点どうでしょう。

○政府委員(中島一郎君) 常務会というのは、私どもとしてはこれは代表取締役の諮問機関であるというふうなことでありますので、代表取締役の決することのできる事項であるならばともかく、取締役会の決しなければならぬ事項については、定款によってもこれを常務会その他に委任

することはできないというふうに解しております。

○寺田熊雄君 総会に付議すべき事項、現行法によりまして、株主総会もオールマイティーではない、付議すべき事項が法律で決まっております。このようにありますけれども、この株主総会に付議すべき事項は当然取締役会の決議を経なければいけないと考えますが、これはそうでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) そのように解しております。

○寺田熊雄君 しかし、代表取締役が非常にワンマンであつて取締役会の決議を経ずに総会に付議したと、それが株主総会の決議事項の場合です。よ、そうして株主総会がこれを決議したら、たとえ取締役会の決議を経なかったとしても、その瑕疵は株主総会の決議によつて、何と云うか、いやされて、そしてその瑕疵は消滅すると、こういうふうに理解していいのでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 提案の段階で瑕疵がありますので、それが株主総会の決議にも承認をされておるといふふうに考えますので、決議取り消しの訴えの対象になるというふうに解します。

○寺田熊雄君 その点はちよつと問題があるように思ふけれども、一応そういうふう聞いておきましよう、時間がないのでね。

それから、取締役会の決議を経ずに、たとえば代表取締役が借金の借財をした場合、これはその借財、金銭消費貸借は、法律的に有効となるのか。これは内部的な問題と第三者に対する問題と違ふと思いますが、この点ちよつと説明していただきたい。

○政府委員(中島一郎君) 善意の第三者の保護という点になりますので、第三者が善意である場合には、表見法理が働いて保護されるということになるかと思つております。

○寺田熊雄君 内部的には、

○政府委員(中島一郎君) 内部的には無効であります。

○寺田熊雄君 その場合、善意といつても、過失があるかどうかという問題もかなり現実には問題になるんでしようね。取締役会が取締役の職務の執行を監督するといふ規定がありますね、二百六十条の二項。これが取締役会の任務であつて、個々の取締役の責任ではないと解すべきか、取締役会全体の責任でもあるし、個々の取締役の責任でもあると理解すべきか。この点はどうでしょう。もし条文の根拠があれば、あわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中島一郎君) 取締役に対する監督権限を持つものは取締役会でありまして、その構成員である取締役個人としては直接の監督権限はないというふうに考えます。

ただ、取締役といつたしましては、商法の二百五十九条一項、二項、三項によりまして、必要な場合には取締役会を招集をして、そして取締役会を通じて取締役を監督しなければならぬ権限と義務があると思ひますので、そういう形での権限と義務を負つておるといふふうに言えようかと考えております。

○寺田熊雄君 いまの局長の引用なさつた改正商法の二百五十九条の二項、三項、これによると、平取締役といへども、一定の場合には取締役会を招集できる、これは定款をもつてしても奪うことのできない強行法規であるかどうか。たとえば、定款に、取締役会は代表取締役がこれを招集すると規定しておる場合に、平取締役は、いやこの商法二百五十九条二項、三項によつて私は取締役会を招集しますと言つて招集しても、その取締役会は合法的なものであるかどうか。この点、いかがですか。

○政府委員(中島一郎君) ただいまおっしゃるとおり、定款によつて、会社を代表すべき取締役が招集権者といふふうに定められておりました。それから外れた取締役は、二項、三項によつて招集することができると、こういうふうに理解しております。

○寺田熊雄君 次は、引当金の問題であります

が、この改正商法の二百八十七条ノ二、つまり負債性の引当金は「負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」云々と、これは計上しなければならぬと理解すべきだといふ学者がおります。これは、公正な会計慣行を勘案いたしましたして、そうしないと会社の本当のそういう財務状態を明らかにすることができないんだといふ学者がおります。この点、あなたの方の立法者、立法に携つた方の御見解を承りたいと思ひます。

○説明員(稲葉威雄君) この二百八十七条ノ二の「計上スルコトヲ得」といふのは、こういう金額あるいはこういう引当金という項目が、この金額に限つては貸借対照表の負債の部に計上する能力がある、つまり貸借対照表能力を認めたとする規定でございまして、必ずしもこれを計上するかどうかの裁量権を与えたという規定ではないというつもりで立案しております。

たとえば、商法の二百七十五条ノ二のところに監査役の差しとめ請求という規定がございまして、これは「取締役が会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為ヲ其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」と、こういうふうな規定されておるわけがございまして、しかも、これは、こういう事項があれば、やはり監査役としては当然取締役に対してその差しとめを請求すべき義務を持つておるわけがございまして、したがって、これは公正な会計慣行をしんしゃくして決定されるこの条文の解釈でございまして、けれども、取締役の善管注意義務としては、こういうものであるとすれば、財産状況を正確に貸借対照表に反映させるために当然計上しなければならぬというのが原則であらう、かように考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、当然、これがそういう債務の発生が予測される、その予測の度合いといふのは非常に確実であるといふときには、取締役の善管義務からしてこれは計上すべき義務があ

る、こういうふうな解釈する、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○説明員(稲葉威雄君) そのとおりでございます。

○寺田熊雄君 最後に、監査対象会社についてお尋ねをいたしますが、これははいふん議論があった。負債が百億を超えたとき、要綱ではそうであったのが、今度は二百億になった。取扱高が二百億でしたかね、それが消えてしまった。そういういろいろないきさつがあつて今度提案されたような特例会社の基準ができたわけでありまして、これは法務省としては、いま提案されている資本金五億以上、負債二百億以上の株式会社を特例会社とすれば、あなた方の会社の財務を公正ならしめるその目的は十分貫徹し得ると考えていらっしゃるのか。やはり本当のところは、負債は百億に落ちたり、取扱高二百億の基準、そういうようなものをもって理想とすると考えていらっしゃるのか、あるいはさかのぼって、資本金一億以上である方が一層望ましいと考へておられるのか。これは言にくいところはあるかもしれないけれども、あなた方の本当のお気持ちを伺うということはわれわれにとつても有益であります。したがって、憶するところなく、あなた方の本当の気持ちをのべていただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) この問題は、理論的に考えますと、いろいろな数字と申しましようか、いろいろな考え方が出てくるというふうに考えます。

四十五年でありましたかの法制審議会にございましたように、資本金一億円以上というようなことも一つの考え方でございますし、あるいは今回の法制審議会の答申にございましたように、資本金五億円以上、売り上げ二百億、負債百億、さらに任意適用会社というようなことも、これは一つの合理的な基準であろうというふうに考えております。

私どもといたしましては、当初、せっかく法制審議会の答申をいただいたわけでありまして、

法制審議会の答申の線を実現に持っていきたいというふうに考へておつたことは事実でございますけれども、その後、一方においては、やはり各界の御意見を聞いて、そして譲れるものなら譲らなければならぬというような考え方もある一方にあるわけでございます。私ども、決してそれをいとうというつもりはございませんでしたので、いろいろと各界各方面の御意見を聞きまして、現実の問題として、今回の法案の線というものが譲り得ると申しましようか、納得し得ると申しましようか、最低ぎりぎりの線であるということで提案をいたしましたような次第でございます。

○寺田熊雄君 まだ一〇〇%本音が出ておるとは、なかなか理解できないです。多少遠慮していらっしゃる向きがあるけれども、これはやむを得ないので、この程度にしておきます。

これは最初のあなた方の原案、たとえば一億以上とした場合、あるいは法制審の答申の線によつた場合、その場合、場合によつて、現実起こつた倒産の事例が、果たしてこの監査対象なりせば倒産という事態に至らずしてこの危機を救ひ得たかどうかというところは、問題はあります。一つのやはり検討の対象にはなりますので、あなた方が、原案であるならば救ひ得たとか、一億以上なら救ひ得たとか、お考えがあるならば言つていただきたいし、お考えがないならばそれはよろしい。しかし、最近の倒産例というものは、あなた方は調査していらっしゃるから、それを調査なさつた限りにおいて、すべて、それを資本金や負債や取扱高や、いつ倒産したかというようなことを、一覧表にして提出していただきたいと思います。いかがでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 承知いたしました。

○寺田熊雄君 それから、資本金が五億円以上であれば当然に監査対象になりますから、これはよろしい。しかし負債が二百億を超えたと、これは流動的な問題であります。そういう事態が生じたときに、代表取締役なり取締役会が自発的にこれを監査対象に持つていく、そういう措置をとる

ことが期待できるかどうか、現実には、これを期待し得る、法的にこれを担保するに足る制度というものがないままの改正商法にあるかどうか。この点はどうです。

○政府委員(中島一郎君) 貸借対照表上の負債総額ということになりますから、これは流動的ではございませんけれども、はつきりと数字にあらわれたいものであるかと思ひます。でありますから、これを無視して監査対象会社にならないということは、実際問題として非常にむずかしいのじやなかろうかというふうに考へます。

ただ、それに違反した場合にどういふことになるかというところであります。監査対象会社でないから、したがつて会計監査人を選任しないということになるかと思ひます。その場合には特例法の三十条であつたかと思ひますけれども、過料の制裁というようなものもございまして、また、そういうことで計算書類の確定の手續を進めてまいりましても、手續に瑕疵があるわけでありまして、会計監査人の監査報告書なしで株主総会の承認を得るということになりまして、それは手續に瑕疵があるわけでありまして、決議取り消しの訴えになるわけでありまして、そういうことを考へますと、危険を冒して非対象会社として処理をしてしまおうということ、なかなかむずかしいのじやなかろうかというふうに考へております。

○寺田熊雄君 いまの場合、罰則としては百万円以下の過料という制度になつていようですね。この過料による心理的強制というものがどの程度これに期待し得るものかどうか、二百億を超えるというようないまの数字から考へますと、百万円の過料というのはちよつとやっぱ比較衡衡の上で低過ぎるように思ひますが、この点はさらに検討すべきではないかと思ひけれども、どうでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 特例法三十条によりまして、ただいまの場合のみならず、それ以外にも幾つかの法違反の行為に対して過料の制裁を科しておるわけでありまして、現行法ではこれが

三十万円ということになっております。今回の改正におきまして、これを百万円ということに増額をしております。商法の過料、それから特例法の過料、一律に三十万を百万というふうな増額をしたわけでありまして、確かに一つ一つを取り上げてみますと、少し低過ぎるのではないかと、いろいろなものはないわけではございません。將來、商法の罰則全般について検討をする場合に、根本的に見直してまいりたいというふうに考へております。

○寺田熊雄君 商業帳簿をマイクロ写真によつて保存したい、これは事務処理の便宜からそういう要求があるようでありまして、これはたしか現行法上の解釈としても可能であると考へておりますが、何か民事局長の回答でこれが明らかになつた事例があるというふうな聞いておりますので、その点を改めて御説明いただきたいと思います。

さらに、コンピュータにインプットした場合に、それをもつて商業帳簿にかへ得るかどうか、これはアメリカなどにもそういう例があるようでありまして、この点はどうか。こういう点について御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(稲葉威雄君) 昭和四十八年の衆議院の附帯決議にもこのマイクロフィルムの問題が取り上げられておまして、それを受けまして四十九年の国会で、法律が成立しました直後でございますが、法務省の民事局長から、一定の条件を付した上でそのマイクロフィルムによる商業帳簿の保存を認めるといふ規定の解釈が出ております。この条件としては、マイクロフィルムの写真の解像力が十分で、商法所定の期間内、つまり十年というところでございますが、それが十分実用にたえるというところ、それから閲覧権者が要求した場合に速やかに見読可能な、つまり見ることができるといふこと、それから閲覧権者が必要に限り段階で文書は廃棄できるが、監査等に必要に限り原本を三年以内に閲覧できること、その他マイクロフィルム作成、保存の手續がちゃんと会社の内規等で整備されていると、こういう要件を満たせば

これは商法三十六条の規定によつて保存すべき商業帳簿及び営業上の重要書類についてマイクロフィルムとすることができ、マイクロ化することができると、かような見解になつております。

それから、コンピュータ化の問題でございすが、これは文書というものはならない、非常にそれ自体では解読不可能な状況にあるわけだといひまして、それがアウトプットされて直ちに見読可能な状況になるというふうな、先ほどマイクロフィルムにつきまして申し上げましたような幾つかの条件を付することによつて、可能な商業帳簿としての能力と申しますか、保存方法として認めるということも考えられないことではないと思ひますけれども、さらに立法上の手当てが要るのかどうかという点も含めて、この点はまだ深く検討しております。

マイクロフィルムでさえ、税務当局との兼ね合ひもございましていろいろ問題があるわけだといひまして、まだそこまで差し迫つた現実の問題としてはないのでございせん、現実にはそういうことを実際に処理しなければならぬということになりまして、今後十分検討してまいりたいと思ひます。

○寺田熊雄君 大体以上でこの商法改正についてのいままで取り残した問題、あるいはすでに出た問題でまとめておいた方がよい問題、疑問点などは、大体私どもとしてはお尋ねをしたのでありますけれども、最後に非常に技術的な問題でひとつお伺いしたいと思ひるのは、この特例法の第二十五条ですね。これを見ますと「会社については、商法第二百四十七条第一項」から始まつて条文が何十となく表示されて、それから「並びに第四百五十二條第一項の規定中株式会社の監査役に関する規定並びに同法第二百八十二條第一項の規定は、適用しない。」とある。

大変わかりにくい規定で、もう少しこれをわかりやすいような規定の仕方はなかったのかと思ひますが、この「第四百五十二條第一項の規定中株式会社の監査役に関する規定」とあるのは、その

以前にううと並んであるすべての条文に關しての「規定中株式会社の監査役に関する規定」というのをやぶつてつて読むべきものなのかどうか、この点、ちょっとお伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員(元木伸君) 確かに、先生御指摘のようになかなか理解しにくい規定でございすけれども、まずこの四百五十二條、これ以前にううと掲げてあります条文、ここにいずれの規定にも監査役そのもの、あるいは監査役に関する規定といふものが、監査役に関係のある規定がなされてゐるわけだといひます。そういうものにつきましてはこの監査特例法会社、つまり小会社については適用が除外されるということだといひます。したがひまして、たとえば具体的な例として申し上げますと、一番最初にこれは「第二百四十七條第一項」とございす。二百四十七條一項は決議取り消しの訴えの規定でございすけれども、ここでは商法では決議取り消しの訴えの提起権者といひまして株主、取締役、監査役と三つが並んでおりますけれども、小会社につきましては、監査役だけの資格をもつては決議取り消しの訴えの資格がないということになるわけだといひます。

これは、なぜこのように除外するかと申しますと、大中小会社と申しますか、それにつきましては監査役は業務監査権限を持つてゐるわけだといひます。これは元來の商法には監査役は業務監査権限を持つてゐるということになつておりましたけれども、昭和二十五年の改正で監査役は業務監査権限がないということにされたわけだといひます。ところが、また再び昭和四十九年の改正では、監査役には業務監査権限があるといふことが原則になりました。ただ、小会社につきましては、この業務監査権限ができるような監査役を得ることがかなり困難なのではないかと議論がございまして、それと同時に、できるだけ小会社については余り負担をかけさせたくないという配慮もあつたやうでございすけれども、いずれにいたしましても、小会社の監査役は業務監査権限

がないということになつたわけだといひます。したがひまして、監査役の業務監査権限を前提とする規定、これは特例法の二十五條の中で全部除外したといふことだといひます。

ただ、監査役に関する規定でございすので、監査役そのものの規定だけではございせん。たとえば、それとございすから、二百八十一條ノ三の二項なんかもこれは適用除外になつてゐるわけだといひますが、ここではこれは監査報告書の記載事項でございす。つまり、監査報告書は監査役が作成するものでございすから、監査役に関する規定といふことで、小会社につきましては監査報告書の記載事項、このような事項を記載しなければならぬといふ規定の適用も除外、排除されるということになるわけだといひます。

○寺田熊雄君 これで質問を終わりますが、これは討論の中で言へば事柄なのかもしれせん。しかし、社会党はこの法案に反対といふことで決めております。私個人としては賛成意見なんです。ですから、党の決定に反する討論をすることはできない。したがつて、討論はできない。

したがつて、いまここで申し上げるんですが、これは法務大臣、これだけ国民生活に影響のある大法案を提案なさるときは、もうちょっとやはり私どもに検討の期間を与えていただかないと、いままでも各党の委員の方が熱心に御質問になりましたけれども、やはりまだ私どもとしてはもっともつと検討すべき問題がありまして、もっともつとやはり御質問したいことがあるわけだ。しかし、もう国会はすでに終わらうとしておる。

この改正法の中には、確かに従前の商法と比べれば前進的な規定、たとえば総会屋に対する金銭の供与を禁止してゐるというふうな前進的な規定を含んでおりますので、各方面から反対はもうありませんけれども、ぜひこの国会で上げてほしいという要望は強いわけだ。先般の参考人を喚問いたしましたときも、五人のうち一人を除いて四人の方々は、全部どうしてもこの国会で上げてほしいといふ強い要望を述べられたわけでありま

す。そういうことを考えて、私どももこれで審議を終えるということに賛成はしたわけでありまして、けれども、次回からは恐らく監獄法にしろ、少年法にしろ、刑法にしろ、法務大臣としてはお出しになる御予定だと思ひます。国籍法も来ますでしょう。なるべく早く出して、もう少しわれわれが慎重に審議をする期間を十分にとつていただきたいと考えておりますので、これをぜひ御要望を申し上げたいんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 当然のお話だと、こう思ひます。また、今回、私たちがぜひこの国会で成立させていただきたいとお願ひしてまいりましたので、夜にかけてまで御審議いただいて大変ありがたく思つておるわけだといひます。私たちが努力しなければならぬと思ひます。また、いろいろ予算委員会のあり方なんかについても意見のある方もいらつしやるようでございまして、いろいろわれわれも御注意に對しましておこたえできるように努力もしていきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 終わります。

○委員長(鈴木一弘君) はかに御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案に対する討論に入ります。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、商法等の一部を改正する法律案並びに同法施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に對して反対の討論をいたします。

反対理由の要點の第一は、株式制度について改善、後退となる点であります。株主の管理に費用がかかり過ぎるという意見など財界の要求に基づいて、単位株制度を導入して、一気に株式の大型化と中小零細株主の整理を図らうとしておりますが、これは小株主の権利を

侵害し、個人株主減少を促進することになり、むしろ株主総会の形骸化を助長するおそれがあります。

また、個人株主の激減による証券市場の賭博化、法人による相互保有による企業支配については、そのマイナス面について強い批判があるにもかかわらず、それについては正面からメスをふるうことは避けておられます。

法人の株式保有に關して若干の改正を加えておりますが、実際にはほとんどあり得ないような二五%以上の株式保有を対象とするものであり、実効性が期待できず、規制の求められている現状をかえって合法化する結果を招くとさえ考えられるのであります。

第二は、会社の機関についてであります。

これも財界の強い要求を受けて、計算書類を株主総会の承認事項から報告事項に改めましたが、会社の経理の最も基本的なディスクロージャーの場である株主総会を、単なる報告の場にすぎないことにしたことは、会社の最高の意思決定機関である株主総会からその重みを奪い、これによって、株主総会の形骸化した現状を法制的に追認する結果を招くものと言わなくてはなりません。

また、今回の改正で、その権限が強化された取締役会について、その議事録の閲覧、謄写が裁判所の許可にからしめられることとなった点についてであります。これもディスクロージャーの拡大という立場に逆行するものであり、一般の株主、債権者の権利行使を制約する結果となるおそれがあります。

第三に、会社の計算についてであります。

そもそも今回の改正では、大企業の社会的責任の確立とその非行の防止は最大の眼目の一つでありましたが、当初、試案のかなり思い切った構想から、経済界の強硬な反対意見に押されて次々と後退を重ね、ついには竜頭蛇尾の結果に終わったと言わざるを得ません。営業報告書の記載事項の内容については、そのアウトラインですら委員会で示されませんでした。

また、監査役制度については、幾つかの点で形式的には改善されておりますが、その機能を十分に發揮する保障はありません。試案で示された社外監査役の導入が姿を消すなど、ここでも重要な後退が見られるのであります。

第四に、今回の改正が中小企業に過大な負担を負わせることが否定できない点であります。

以上、今回の改正によって、当初の大きなねらいであった企業の社会的責任の確立、非行の防止という見地は大きく後退し、改正の方向も、少数の大株主や会社の役員による会社の支配を一層容易にする方向にすりかえられてしまったものであり、反対せざるを得ないものであります。

以上です。

○委員長(鈴木一弘君) ほかに御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、商法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

寺田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。寺田君。

○寺田熊雄君 私は、ただいま可決されました商法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び一の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、今次の法改正が国民一般に与える影響、とりわけ単位株制度の導入が株主等に与える影響の大きいことにかんがみ、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

二、今次株式会社制度改正の趣旨及び経緯にかんがみ、すみやかに、企業結合・合併・分割及び大小会社の区分等について検討すること。

三、株主、債権者等の保護を図るとともに、企業の社会的責任を明らかにするため、株式会社の業務及び財務に關する公示・公開の制度をより一層充実強化すること。

四、営業報告書及び附属明細書の記載事項に關する省令の制定に当たっては、国会における審議の内容を尊重し、大会社の社会的責任を明らかにしめる内容のものとすること。

五、株主総会の形骸化を防止し、その適正な運営を図るため、いわゆる総会屋の絶滅に一層の努力をすること。

六、会社の業務及び財務の適正を期するため、監査役の権限を強化し、その独立性を確保した法改正の目的を達成するよう、引き続き、関係団体と密接な連携のもとに、一層の努力をすること。

七、大会社に対する監査業務の重要性にかんがみ、会計監査人の独立性と監査の的確性を確保するための方策を検討するとともに、監査法人の国際競争力を高めるため必要な措置を講ずること。

八、新株引受権付社債制度の創設は、証券市場の国際化の進展に即応し企業の資金調達方法の多様化を図ることを目的とするものであることにかんがみ、早期に実務面の調査検討を行い、その円滑な実施を期すること。

九、いわゆる外国会社の企業活動の適正化を図るため、すみやかに、その実態を調査し、商法上所要の措置を講ずること。

十、商法及びその関連諸法令については、経済その他諸般の情勢を考慮し、必要に応じ所要の改正措置について検討すること。

以上であります。

○委員長(鈴木一弘君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 全会一致と認めます。よって、寺田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、奥野法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。奥野法務大臣。

○國務大臣(奥野誠亮君) 決議の趣旨を尊重して、善処してまいりたいと思っております。

○委員長(鈴木一弘君) 次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木一弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時六分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出入国管理令の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として新東京国際空港公団理事井辻憲一君の出席を求めることに御異議ございませんか。

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 出入国管理令の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る五月二十八日の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 あらかじめお伺いしておきたいのですが、このボツダム政令の出入国管理令、これは今度難民条約の批准に伴いまして、難民の地位に関する条約等への加入に伴う本令その他関係法律の整備に関する法律案によりまして、今度これを出入国管理及び難民認定法というふうに題名を改めることになっておりますね。したがって、いままでは政令の形をとりましたが、今度は正式に形式を法律というふうに改めることになりますね。そうですか。

○政府委員(大鷹弘君) そのとおりでございます。

○寺田熊雄君 今度はこの改正法律案の内容についてお伺いをいたしますが、

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

永住許可の規定が第二十二条にできております。

この永住許可の規定につきましては、第一次要綱案なるものがこの初めに新聞紙上に出来まして、それから比べますと、非常に後退をしておるという議論があるわけでありまして、ことに、いわゆる法律第二百二十六号の規定によって、現在日本における在留を認められておる者、これについてはたしか附則で新しい規定がなされております。

むしろ、この附則の方が非常に重要な規定のようでありまして、永住許可の特例として、これは法務大臣が裁量でなくて当然に許可するものとしておるもの、その中に「法律第二百二十六号第二

六項に規定する者で、日本国との平和条約の発効後申請の時、「申請の時」というのは、この改正法律の施行の日から五年内ということになります。が、それまで「引き続き本邦に在留しているもの」と、それからこの「直系卑属として」その期間内に「本邦で出生し、かつ「申請の時」まで引き続き本邦に在留している者」と、この二つの規定がありますね。

問題は、その後に生まれた者、これについてはどうなるか。これは二十二条の本則に返って、永住許可が裁量で許可される、したがって不安定な立場に置かれると、こういう批判がありますが、この点いかがでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) 法律第二百二十六号二六該当者の子供は、現在すでに日韓地位協定に基づくいわゆる協定永住許可を受けているか、あるいは在留資格四一―一六―二として在留している者でございます。在留資格四一―一六―二の者につきましまして、先生たまたま御指摘のように、今度の改正案の附則第七項第二号に該当して特例による永住許可を受けられる者でございますが、

こういう人たちの子供、すなわち法律第二百二十六号二六該当者から見れば孫に当たる者につきましましては、申請期間経過後に生まれた場合には、先生たまたまお触れになりましたとおり入管令の第二十二条第二項ただし書きにいう「永住許可を受けている者」の「子」に該当するのが通常でございます。したがって、こういう方々から出生に伴う在留資格の取得の申請がありました場合には、この条項の該当者ということで、素行善良、独立生計維持能力の要件を備えないときでも永住を許可することができるとなおりますが、それを許すかどうか、認めるかどうかにつきましては、こういう方々が法二六―二六該当者の孫である等の事情を十分踏まえて、できる限り永住を許可することにいたしましたと考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、いま局長のおっしゃった、親が永住許可を受けておる、あるいは夫が日本に定住しておる、そういうことであります

と、その子であるとか配偶者であるとかいう者につきましましては、よほど特段の事情がない限りは、そういう身分関係に重きを置いて原則として永住許可を与える方針であると、こういうふうに乗ってよろしいわけですね。

○政府委員(大鷹弘君) 第二十二条の一般永住の認可は法務大臣の裁量事項でございますけれども、実際の許可に当たりましては、先生おっしゃいましたように、こういう人たちのいままでの在留の歴史的な経緯とかそういうものを踏まえまして、できるだけ許可するという方針で臨みたいと考えております。

○寺田熊雄君 それから、先ほどのこの附則第七項の一号の末尾にあります「日本国との平和条約の発効後申請の時」まで引き続き本邦に在留しているもの」と。これは、再入国の許可を受けて旅行した者なんかは、当然引き続き在留の中に入るのでしようが、一たん帰国をしてそして再入国した者は、この一号には含まれないわけですか。

○政府委員(大鷹弘君) そういう方々は含まれません。

○寺田熊雄君 そういたしますと、やはりこれも第二十二条の法務大臣の裁量事項ということになります。あるいは戦時から引き続き日本に在留する、あるいは戦時が決定した直後から日本に在留する、そういう者については、歴史的な事情を考慮して、やはり原則として申請があれば永住許可を与えるというふうに向つてよろしいでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 再入国許可の期限を超えて海外に在留して、そしてもう一度日本に帰ってきたという方々、そういう方々についてのお尋ねだと思ひますけれども、こういう方々は、すでにその再入国許可の期限が切れましたときに従前の在留資格は失っているわけでございます。したがって、その方々がもう一度日本に來られても、それまでの在留資格がそのまま復活されるというわけではございません。ただ、その方のそれまでの在留のいきさつとか、そういうものを踏まえて

て、よくその点は考慮に入れて、その再入国後の在留資格の付与を検討したいと考えております。

○寺田熊雄君 なお、この附則の第八項の申請の期限は、出生のときから三十日とすることは短きに失するといふ批判がありますが、この点はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 永住許可の特例は、出入国管理令に定める永住許可につきまして、許可の要件、裁量性に関する特例を定めたものでございまして、出入国管理令におきましては、本邦で出生した者の在留資格の取得の申請期間が出生後「三十日以内」とされております。これは出入国管理令第二十二条の二、第二項に定められておりますが、そこで永住許可の特例の申請期間もこれに従つたわけでございます。私どもとしては三十日は長きとしては十分ではないかと考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、第二十二条の二の第二項がこれが三十日であるから、それとの比較均衡の上で三十日としたと、そういうふうに乗ればよろしいですか。

○政府委員(大鷹弘君) そのとおり御理解くださつて結構でございます。

○寺田熊雄君 それから、今度、難民条約の批准に伴う関係法律の整備に関する法律が出てまいりますと、難民に関しては、難民という認定さえ得られれば無条件で永住許可が認められるわけでしょう。そうじゃないですか。これはやはり第二十二条の素行善良とか、あるいは生計を営むに足る基礎があるとか、そういう条件を要するという意味ですか。その点、どうでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 難民と認定された者が、わが国に永住をすぐに無条件で認められるということではございません。難民と認定された者につきましましては、第二十二条の一般永住の要件を緩和するということでございます。

ただいまお挙げになりました二つの要件、独立生計維持能力と素行善良がございしますけれども、その最初の方の独立生計維持能力を難民につきま

してはこの要件は取り払うと、こういうことでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、生計維持能力はなくてもよろしいと、それは難民だから。しかし、素行善良は必要である。

そこで、在日朝鮮人の諸君が、難民と自分たちとの間で、難民の方がむしろ優遇されてはいないかというような不満を持っておるようですが、この点は局長としてはどういうふうに説明されますか。

○政府委員(大鷹弘君) まず、法二二六―二六六系列の方々、そのお子さん、それから一定の期間まで生まれた孫に当たる方々、こういう方々につきましては、今度この附則にございます特例措置によりまして無条件で永住が認められるわけでございます。

〔理事藤原房雄君退席、委員長着席〕

次に、その特例の対象にはならないけれども、親が永住者であるとか、そういう人たちの子供、つまり法二二六―二六六該当者の孫に当たるような方々、こういう方々につきましては、今度の改正案の措置によりまして、二十二条二項の二によりまして永住権が緩和されるわけでございます。したがって、この場合には、入管令上の永住でございまして、法務大臣の裁量行為ではございませぬけれども、こういう親が永住者であるような方々につきましては、独立生計維持能力も素行善良の両要件も必要ではないわけでございます。

ところが、難民につきましては、先ほど申し上げましたように、もともと法務大臣の裁量行為である一般永住の対象でございませぬけれども、二つの要件のうちの一つだけ、つまり独立生計維持能力の点だけが外されるわけでございます。したがって、すぐおわかりいただけると思いますけれども、朝鮮半島出身者が難民に比べて優遇されてないというのは、難民の方が優遇されているというのとは間違いでございます。

○寺田熊雄君 それから、迫害地に対しては送還をしない、強制退去による場合の送還はしないと

いうこの原則ですね、これは難民条約にも規定があるし、それから市民的及び政治的権利に関する国際規約などからもたしかその趣旨がうかがわれると思えますけれども、これは今度の難民条約の批准に伴う関係整備法の方で、在日朝鮮人たる難民たるを問わず、強制送還の対象となる者すべてについて適用される原則であるというふうになりますね。その点、どうでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) ただいま先生お挙げになりました迫害国へ送還しないという原則は、一般にノンフルマンの原則と言われております。この原則は、難民の認定を受けた者に限りませぬ、退去強制を受けるすべての外国人に適用されるわけでございます。したがって、この該当規定第五十三条は、難民認定手続等を定めた第七章ではなくて、退去強制手続の一部としてその中に規定されているわけでございます。

○寺田熊雄君 次に、難民に関しては、これはまだ当委員会に提案されておられませんから余りこれを引くのは何だけれども、しかし、これはやはり関連をしておるので引かざるを得ないのでありますけれども、難民の場合には難民旅行証明書というものが発行せられますね。これによって難民は外国へ出て行く。在日朝鮮人などの場合は、再入国の許可を得て外国へ行く。その場合には、旅行証明書はなくて再入国許可書というものを法務大臣が発行して、それを持って外国へ行く。在日朝鮮人の方々の中には、旅行証明書という名称に非常に愛着を感じていらっしゃる方々があつて、われわれも旅行証明書が欲しいんだ、難民にして旅行証明書が得られるのじゃあそれはそれで得られず、再入国許可書という名称のものを持っていかなければいけない、肩身が狭い、これは差別ではないか、こういう趣旨の批判をする方々もないではない。

それが差別であり、そう信ずるのが正しいのか。いや、そうではありませんという、何かジャスティフィケーションみたいなものをあなた方がお持ちなのか、その点を御説明願いたい。

○政府委員(大鷹弘君) 難民旅行証明書も、それから再入国許可書も、旅券を所持することができない者の海外旅行の便宜のために冊子型の証明書として発行されるものでございまして、その機能は同様でございます。法案検討の過程におきまして、在日朝鮮人等有効な旅券を所持し得ない外国人に交付する渡航文書の名称を旅行証明書と呼ぶこととした時期もございましたが、その後の検討を重ねた結果、外国がその者の入国を認めるのは、この渡航文書の発給国がその者の再入国、つまり引き取りを保証するためでございます。むしろ再入国の保証こそが渡航文書の本質的なものであるとの結論に達しましたので、その名称を再入国許可書としたものでございます。

再入国許可書も、難民証明書と同様に写真を張りまして、身分事項を記載し、外国に入国するための査証欄を設け、わが国に再入国することができるところを明らかにいたしますので、多くの諸外国から有効な旅行文書として承認されるだろうと考えております。したがって、難民の旅行証明書と再入国許可書の間には差別はないとお考えくださって結構だと思ひます。

○寺田熊雄君 旅行証明書のときには、もうそれだけで外国へ行って受け入れられる、帰ってくることもそれでもって帰れると。難民旅行証明書のときには、外国に行くときには再入国許可証明みたいなものはそれにつけることを要しますか。やはり再入国許可書と同様に、それだけを持っていてそれだけを持って帰ってくるのができるものですか。その点どうでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) 難民旅行証明書は、それだけを持って出国して、それだけを持って帰ってくる、そういう意味で再入国許可書と全く同じでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、両者の間には全く差異がなく、平等なものだというふうにわれわれは理解していいわけですね。

○政府委員(大鷹弘君) 難民旅行証明書の有効期間は一年でございまして、それから再入国許可書

の有効期限は一年以内ということになっております。しかし、再入国許可書の場合一年以内となつてはおりますけれども、在留期間の残りが一年以上ある方につきましては、一年の有効期間を持つ再入国許可書を発給しております。したがって、その点でも難民旅行証明書とあるいは再入国許可書の間には差がございません。

その次に、再入国許可書あるいは難民旅行証明書を、どうしてもやむを得ない事情がある場合に海外で延長しなくちゃいけない、そのときの取り扱いでございますけれども、難民旅行証明書の場合にはさらに六カ月延長できることになっておりますけれども、再入国許可書の場合にはこれが一年までできます。したがって、むしろその点では再入国許可書の方が難民旅行証明書よりも有利であるということが言えようかと思ひます。

○寺田熊雄君 次に、改正法の十三条の三項ですが、仮上陸を許可する場合の保証金の上限を現行の二十万から一挙に二百万に引き上げたのは高きに失するという批判がありますが、この点はどういうふうにあなた方は理解しておられますか。

○政府委員(大鷹弘君) 保証金の額は昭和二十六年に出入国管理令が決められた当時のまま三十年間据え置かれまして、現在の賃金水準等から見ても、仮上陸の許可を受けた者の逃亡防止とか、それから仮放免される者の逃亡防止を担保し得なくなつてきております。ちなみに、仮上陸の保証金というのは現在まで実際に徴収された例はきわめてまれでございまして、仮放免の場合につきましては、現在でも毎年何十名か逃亡してしまふケースがあるわけでございます。

そこで、私もいたしましては、こういう仮上陸あるいは仮放免になる人たちの出頭義務を確保し、それから逃亡を防止するためにどうしても今度この保証金の限度額は引き上げなくちゃいけないというふうに考えておるものでございます。この額でございますけれども、三十年間に物価は五倍、それから賃金所得水準は十八倍以上になつております。したがって、十倍にするというこ

とは不当なものとは考えておりません。のみならず、今度定めましたのは限度額でございまして、常に必ずこの限度額を取るという意味ではございせん。その個人個人の資産状況であるとか、あるいは性格であるとか、家族状況とか、いろんなことを考えまして、要は本人の逃亡を防止できればいいのでございまして、必要な金額にとどめる方針でございまして、したがって、無用な負担をこういふ人たちにかけるようなことは考えておりませんので、合理的な水準で運営する考えでございまして、

○寺田熊雄君 現在までは、局長の言われたように二十万ということになっておりましたね。これは実際の適用例では平均どのぐらいの保証金を取っておりますか、いままで。

○政府委員(大鷹弘君) 現在までの平均は二十万円ぐらいだと承知しております。

○寺田熊雄君 次に、この法案の二十四条。この第四号に珍しくイ、ロ、ハがあつて、この中のイというのがありますね。このイの中に、「この政令施行後に麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法第十四章」これはあへん煙に関する規定のようでありまして、「第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者」、これらについては退去を強制せられる。この中で、たとえば外国人登録違反の者、これは執行猶予の言い渡しを受けた者を除いておりますね。それから、少年法違反の場合には「長期三年を超える懲役又は禁錮に処せられたもの」。それから、一般の刑法犯の場合などには「無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く」と、こういうふうになってゐる。

ところが、このイだけは、そうして単に「有罪の判決を受けた」ということだけを条件としておりますので、執行猶予の判決を受けた者も含まれる。はなはだしきは罰金刑、覚せい剤取締法によつて、これはまあ特殊の方々のようでありまして、罰金刑を受けた者も退去強制を余儀なくされ

るといふふうにとられて、ちよつとこの点、均衡を失するのではないかとこの批判もあつた。しかし、あなた方があつてこの規定をつくられたのは、それなりの理由があると判断なさつて規定されたのでしようから、あなた方がこうすることが正しいのだとせられるその理由を説明してください。

○政府委員(大鷹弘君) 最近の覚せい剤犯罪が急増しているという実情にかんがみまして、覚せい剤取締法違反者を新たに退去強制事由該当事者として加えたものでございまして、いわゆる法一六―二六該当事者及びその子孫が覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けたけれどもその刑が罰金であつた場合、あるいは執行猶予が附されたというふうな場合には、この人たちがわが国に在留するに至りました歴史的経緯等を十分に考慮して、退去強制の運用をいたしたいと考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、罰金を受けた者や執行猶予を受けた者をほとんど退去させるといふようなことはしない、十分過去の歴史的な事実を踏まえてその運用を弾力的に行うと。現実には、つまり退去強制の範囲から除くという、そういう結論になりますか。

○政府委員(大鷹弘君) 現実には退去強制の対象から除くというところは申し上げかねますけれども、法一六―二六系列の方につきましては、これまでの在留の経緯とか在留の実態とか、こういうものを考えまして、弾力的にこの退去強制手続の運用をいたしたいと考えているわけでございます。

○寺田熊雄君 これは過去の実績を見ると、大体、あなたの方のおっしゃる言葉の信憑性と言つては失礼かもしれないけれども、大衆が安心をするかどうかということが決まるわけですが、過去に於いてはどうでしょう、やっぱり執行猶予者も強制退去されておりますか、それとも原則として執行猶予はやっぱり現実には除いておりますか、いかがでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) 過去におきましては、こういうことに該当する人を実際に退去をさせた事例はございません。

○寺田熊雄君 なお、これは単純なる言葉の意味でありまして、私どもの方に、非常に心配して確かめてほしいと言ふ人々がありますのでお尋ねをするわけですが、改正法の二十五条の二、「(出国確認の留保)」の規定の中で、その第一項第一号の「死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪につき訴追されている者」とありますね。この「訴追されている者」というのは、すらすらと読んで、起訴をされている者というふうには理解していいんでしょうね。

○政府委員(大鷹弘君) そのとおりでございます。

○寺田熊雄君 最後にお尋ねをしたいのは、外国人を夫に持つ日本人の女性が、外国人の夫とともに海外にありまして生活をしておる、それがやはり外国にどうしても帰つて生活をしてほしいという両親などの要望によつて日本に入りたいという場合に、日本人が夫であり外国人が妻である場合には、これはもう原則として、入つてきて何にも障害がない。ところが、外国人が夫であるという場合には、現実にはなかなか入れない。やっぱり条文によりまして、これは出入国管理令の第四条、(第二節 外国人の上陸)という節の中の第四条以降で決まるわけでしょうね。

そこで、日本人の男子と外国人の女性との場合と、その間に大変な区別がある。これは出入国管理令の「この政令は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理について規定することを目的とする」というこの第一条の趣旨から考えても不公正である。憲法十四条を引くまでもないかもしれないけれども、男女差別である、こういう主張をする者があります。この点は、実際の運用はどうなっておりますか。

○政府委員(大鷹弘君) 日本人の配偶者として長期滞在のため入国しようとする外国人につきまし

ては、生計維持に十分な収入または資産があるかどうか、及び婚姻がいわゆる擬結婚でなく、実質的な婚姻関係の継続に不安がないかどうか等につきまして審査の上、特に問題がなければその入国を認めることにしております。基本的に男女の性別によつて異なることではございません。

日本人の女性の外国人夫が入国する場合に、その者の就職の見込みがあつて初めて許可になる例が多いのは、現実問題として外国人の夫が主たる生計維持者として稼働することが予算されている場合が多いこととからくるものでございまして、この点は、日本人の夫が外国人の妻を招聘する場合にも、だれが主たる生計維持者であるか等につきまして、同様に審査の対象としておるわけでございます。

○寺田熊雄君 ただ、日本人が外国におつて、外国の女性と結婚をしますね。そして、日本に帰りたいというときに、一々審査いたしますか。これはもう無条件で帰れるでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) その場合でも審査はいたします。ただいま申し上げましたように、やはり生計維持能力とか、つまり扶養能力があるかどうか、それからこの結婚が擬結婚でないかどうかという点に關しまして、そういうケースでも同様の審査を行つております。

○寺田熊雄君 まあ結婚が擬結婚であるかどうかという、それはまた論外だから、正式の結婚だといふことを前提にして論議していただきたいと思ふんですが、そうすると、日本人が外国でいままで就職をしておる、それは日本人のたとえば銀行なり商社に勤務しておる者が外国の支店なり出張所で勤務して、それで外国人の婦人と結婚する。これが日本に帰るといふような場合には、これはもう無条件でしょう。あなたのおっしゃるのは、そうすると商社に就職している、銀行に就職しておるから審査が要らないのであつて、もしも無職であれば、やはり無職の日本人が外国の婦人と結婚して帰つてくる場合には無条件では許しませんよと、こういう趣旨ですか。

○政府委員(大蔵弘君) いずれにしても必要の審査は行いますけれども、日本人の男性が外国人の女性と結婚して、そしてその外国人の女性が入国したいという場合には、特段の事情がない限り私どもとしては入国を認めております。

○寺田熊雄君 そうなんです、認めておられるでしょう。ところが、外国人と結婚した日本の女性が、その外国人が外国にあって、外国の機関あるいは外国の会社に勤めておられます。しかし、妻である日本人の奥さんの両親がどうしても娘に帰ってきてほしい、そこで夫と一緒に帰りたいというときに、いま局長のおっしゃった、日本においてその外国人である夫が生計を営むに足る資力を持っておるかどうかがことを吟味するものだから、就職先が決まらないうと帰れないわけですよ、日本に。それじゃちょっと差別じゃないかというの、非常に国際結婚をした婦人の方のふんまんの種であります。

そこで、これは何とかそのところを和らぐやうにする手だてが、いまの入国管理令の中にはないだろうか。もしないとすると、この第四条の第一項一号から十六号の間に、日本人である配偶者というものを在留資格の中に加えてはもらえないだろうかという、これは立法論。

それから、いまその立法論ですね、これは四十八年の改正の際には原案の中に、第四条第一項十六号に「日本人又は前号に係る在留資格を有する者(以下「永住者」という)の配偶者又は直系血族」というのが一号が原案にあった。これを復活してほしいと、そういう立法論の一つには唱える。

それからもう一つは、たとえば第四条の第一項の第四号、観光目的、これです。日本に入ると、そして入った上で第二十条第三項ただし書き、つまり観光目的で入ってきた後で就職を日本で探すまでの期間、娘の母親、娘の父親などは資力がありますからして、その資力がある娘、つまり外国人の妻、その妻の両親が生計を見てあげる、したがって相当長く滞在期間を変えていただいて、その

間に就職先を見つかるから在留目的の変更を許可してほしい、これができるかできないか、こういう解釈論による救済の道を聞いてほしいという要望があるわけです。

それで、立法論、それから解釈論、この二つを踏まえて御答弁をお願いしたいと思うんですが。

○政府委員(大蔵弘君) ただいまの先生の御質問の、御主人が外国人で奥さんが日本の女性であるという場合、仮にこの日本人の女性、奥さんが非常な資産家であるとか、あるいは非常に高額の所得があつて二人を十分養つていける、生計を維持していけるというような場合には、もちろんこの御主人が就職するという条件にはいたさないで、そういう外国人の夫の入国をこれから認める、そういう考えでございます。

これだけ申し上げておきますと、次に具体的な先生の御質問にお答えいたしますと、第一点の立法論の点でございますが、確かにこれまでの改正法案におきましては、新しい在留資格として日本人等の配偶者というあれを立てることを御提案したことがございます。ただし、今度これを私どもが改正案の中に入れなかったのは、この改正案では第二十二条の一般永住の要件の緩和を図っておりません。つまり、日本人の配偶者または子供——日本人だけじゃなくて、日本に永住している人を含みますが、そういう人の配偶者とか子供とか、そういう人たちはわが国の利益に反しない限り、二つの具体的な要件は満たさなくても永住が認められるということになったわけでございます。したがって、日本人等の配偶者は一たん四一—一六—三という資格で入れられます。間もなくこうい一般永住の資格を得ることができるようでございます。したがって、特に独立した日本人等の配偶者という、そういう在留資格を設ける必要はないものと私どもは考えたわけでございます。

それから、その次に解釈論でございますけれども、第二十条第三項のただし書きの適用について先生からお尋ねがございました。このただし書き

は、当然日本人の配偶者の場合にも適用されます。御質問のような事例につきましては、たとえば訪問ということで入国した後、何らかの事情変更があつて就職することになった場合には、この事情がやむを得ないと認められるときには資格変更を許可されることとなりますが、一般的には日本人配偶者につきましては事情をしんじやくされる場合が多いのでございます。

○寺田熊雄君 なるほど。そうすると、立法論としては、いまはもうすでに第二十二条等の規定によつてその必要がなくなった、こういう解釈ですね。それから、解釈論としては第四条の第一項の、私はさっきしか観光目的と言つたけれども、観光でなくて、親族ないし家族を訪問するという訪問目的でまず入ってくる、この訪問目的というのは第四条の第一項の何号に該当しますか。

○政府委員(大蔵弘君) 従来、第四条第一項の四は観光ということになっておりましたけれども、今度の改正案では、御案内のとおり、これを短期滞在者ということとまでまとめたものでございます。この中には、観光、保養、スポーツ、見学、会合への参加、業務連絡等のほかに、親族の訪問ということがあるわけでございます。したがって、いまして、先ほどの事例につきまして申せば、その外国人入夫は妻を訪問するということで四一—一四、短期滞在の査証をとつて一たん入国されて、その後で在留資格の変更ということを申請するというところになるかと考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 なるほど。今度は改正法の第一項四号ですね、この中の親族の訪問というのがあり。これによつて妻の両親でもいいわけでしょう。妻の両親を訪問する。そうして入ってきて、その間に就職先を探す。そして就職した場合に、今度は何号条によつてこれは長期の滞在を申請することになりますか。

○政府委員(大蔵弘君) そのときには在留資格の変更を申請されるわけですが、就職されませんでしたので、第二十条の第三項が適用されます。このただし書きに、やむを得ない特別の事情に基づ

く場合には、この四条第一項第四号に該当する者がほかの在留資格に変更することを許すということになっております。したがって、いまの外国人の夫の夫につきましては、やむを得ない事情があるかどうかということになるのでございまして、一般的に言えば、日本人配偶者につきましては、事情をしんじやくされる場合が多いということを先ほど御説明した次第でございます。

○寺田熊雄君 いまの局長のお話ですと、第四条一項六号、七号、十二号、十三号に該当する者としての在留資格への変更と、こういうことになりすね。いまの六号といふと、「本邦の学術研究機関又は教育機関において特定の研究を行い、又は教育を受けようとする者」、これは主として留学生だろと思うんですが、六号の二は、「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者」、これも研修生的な者でしょう。それから十二号は、「産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために本邦の公私の機関により招へいされる者」、これは非常に高度な技術を持っています。それから十三号は、「本邦で専ら熟練労働に従事しようとする者」、このいま私が読んだ号に該当する者として許可をするということになりますと、一般の通常の会社に勤務したという者は、これはどうなりますか。

○説明員(山本達雄君) 先生ただいま御指摘のとおり、四一—一六とか七に変更するということではございません。お尋ねのようなケースでは通常一六—三の在留資格が与えられるのだからと思ひます。四一—一六—三でございます。「法務大臣が特に在留を認める者」です。

なお、敷衍いたしますならば、将来その者が日本に永住したいということになりますれば、第二十二条の要件を緩和された条件のもとで永住を取得する道が開けておるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、そういうふうな日本人の妻と結婚した外国人が、初めは親族訪問の目的で日本に入ってきますと、それから就職先を見

つけると、そのときにはこの四条の一項の十六号です。あなたがおっしゃるのは第十六号によるということですか。

○説明員(山本達雄君) そういうことでございます。四条一項十六号の三と申しますのは、これは特定の在留資格及びその在留期間を定める省令がございまして、その中の「法務大臣が特に在留を認める者」という資格がございまして、それが世に四一―一六―三と呼んでおるものでございまして。

○寺田熊雄君 もうちょっとゆつくりよく説明してください。ちょっとよくわからない。

○説明員(山本達雄君) それでは初めから整理して申し上げたいと思います。

まず、日本人妻の実家に資産がある場合には、四一―一四、親族訪問というようにございまして、また、仮に何かの事情で四一―一四、親族訪問というようにございまして、入国が許可されたというように場合を想定いたしまして、その外国人夫が就職するなどして生活維持能力ができたということで、引き続き日本人である妻とともに日本で居住したいという場合には、今度はいずれの在留資格への変更も自由になりましたので、四条一項十六号の在留資格に変更ができるということでございます。

四条一項十六号は、これは内訳がございまして、特定の在留資格及びその在留期間を定める省令によりまして四つの区分がございまして、その中の一つ―三号でございまして、「法務大臣が特に在留を認める者」という資格が与えられる。これはつまり四条一項十六号で省令の三号でございまして、四一―一六―三と呼んでおるわけでございます。

○寺田熊雄君 なかなか、あなたの方のテクニカルチームで説明をなさるから……。わかりました。その省令の三号というのは、後でその省令というものをひとつこの委員会に提出していただきたいと思います。

○説明員(山本達雄君) 承知いたしました。

○寺田熊雄君 この参考資料の中にあるかしら。

○説明員(山本達雄君) ございまして。

○寺田熊雄君 何ページ。

○説明員(山本達雄君) この資料の六十一ページでございます。

○寺田熊雄君 この三号というのは「前二号に規定する者を除く外、法務大臣が特に在留を認める者」、この規定によってそういう場合には原則として在留を認めることができる、こういうことですね。

○説明員(山本達雄君) そういうことでございまして。

○寺田熊雄君 これの在留を認めるという期間とは、その第二項によりまして、「前項第三号に該当する者」、これは「三年をこえない範囲内で法務大臣が指定する期間」と。これは、つまり就職したおしやった二十二条の二によって永住許可を取ってもいいわけ、三年を超えない期間を更新していてもいいわけですか。

○説明員(山本達雄君) そういうことでございまして。永住の方は、まず当初この一六―一三という在留資格を取りまして、その後日本で永住したいということになりましたら、永住許可を申請していただくということになるのではないかと考えております。

○寺田熊雄君 永住許可を申請した場合には、たとえば日本人妻を持っている外国人が就職を見つけた、これは生計の資もあつた、素行も善良であるという、原則としてそれはもう在留許可、永住許可を得られるというふうな理解してよろしいでしょうか。

○説明員(山本達雄君) その日本人妻が一生と申しますか、長らく日本で暮らすという意思を固めておるといたしますならば、家族というものは同一の資格か――もちろん妻が日本人で、外国人が日本人と同じ資格ということとは、これは意味がないうわけでございますが、そういう場合には永住とい

いう入管令上の最高の永住資格を持って生活すべきであるというふうに考えておるわけでございます。

したがしまして、もう一度申し上げますと、妻が長く、あるいは一生もう日本で住みたいというふうな考えておる場合には、その外国人夫に対して永住を許可することになると考えております。

○寺田熊雄君 そうすると、まず解釈論としてもいまの現行法――現行法と私の言うのは改正法も含めて、大体これを用いて男女差別がなく運用ができる、そういうふうになりますね。

それから、それよりさかのぼって、就職先がなくとも、妻の実家が妻と外国人の夫とその間にできた子供三人を引き取って十分養つていけるといふ状態にあれば、もうそれだけで入国を認めて、そして在留を許可する、そういうふうな何ってよろしいでしょうか。

○説明員(山本達雄君) そういうことでございまして。

もう一度この問題を整理して申し上げますと、入国について男女間で差別があるのじゃないか、妻が日本人である場合と妻が外国人である場合と、夫が外国人である場合には、入国許可を得るのに難易の差があるのじゃないかということだと思ふのですが、確かにかつては入管行政上もどちらが外国人であるかによって差がございました。これは事実でございますので、われわれも否定できないと思っております。

しかし、その後時代が進歩し、また、人権規約に入ったり、あるいは婦人年というふうなものを迎えたり、いろいろしてまいりまして、入管行政も男女差別しないという方向に改めてきたわけでございます。先ほど来、局長が申上げましたのも、現時点においては要するに結論的には男女差というものは設けていないということでございまして、そういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 結構です。

○藤原房雄君 出入国管理令の一部を改正する法

律案、これと難民条約と関連するわけでありますので、それらのことにつきまして基本的なことをいろいろお尋ねを申し上げたいと思ひます。

大臣がちょっといらつしやらないようなので、お帰りになりましたらこれらの問題についてお尋ねを申し上げたいと思ひますが、最初に、総括的なことは大臣が来てからお伺いするといいたしまして、このたびの法律は二つに縦分けすることができらうと思ひます。

最初には、長期在留外国人の法的な地位を在留実態に合わせて安定したものに改正するというものが一つですね。それと、それから時代の要請に伴いまして、出入国の数が急増しております。それに対してどうするかという問題と、二つに大きく縦分けすることができらうと思ひます。

最初に、ここにございまして、「近年におけるわが国の国際的地位の向上、国際交流の活発化、航空機を中心とした国際交通機関の発達に伴い、出入国者が飛躍的に増加するとともに、外国人の入国・在留の目的も多様化しておりますので、このような新しい情勢に対応できるよう現行法を改める」ということであります。教値的に見ましても、最近の出入国の数というのは非常に急増いたしております。

私ども、過日法務委員会いたしました成田の実態等についていろいろ視察をさせていただきました。そのときにも、関係の方々からいろいろ陳情をいただきますが、現状についてお話があつたわけではあります。この出入国の現状について当局としてはどういうように現在の時点、これが急激な今後こういう推移していくとは必ずしも言えないのかもしれませんけれども、漸増傾向といひますか、そういう傾向はやっぱりあるだろうと思ひます。そういうこと等も考え合わせまして、出入国に關します事務上の諸問題ですね、特に成田でいろいろなお話がありましたのは、そこに携わる方々の非常に人手が足りないといひますか、そういう中で急増する出入国者の事務的な処理に非

常に時間を要するという、こういうお話もございました。そういうことを考え合わせまして、最近の現状、そしてまた、これに伴います予算とか、こういう事務的な問題について現状をひとつ御報告いただきたいとともに、それに対してまたどのように現在対処方を考えていらっしゃるのか、その辺のことについてちょっと伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(大蔵弘君) 昭和五十六年四月一日現在におきます入国警備官の定員は六百八十七名、入国審査官の定員は六百六十七名でございます。先生御指摘のとおり、近來、日本人の出入国の数は非常にふえております。おとしは往復で八百万超しまして、それから去年は微減しておりますが、趨勢としてはやはりこれからもふえ続けるのだらうと思っております。外国人の出入国も非常にふえて、昨年は百万の大会を突破したというわけでございます。

そのほかに、今回の法改正によりまして特例永住の許可の事務であるとか、それから難民認定事務等が新しい仕事としてつけ加わることになりました。こういう問題を処理するために必要となる定員につきましては、最近におきます財政事情にかんがみ、業務の簡素合理化、それから職員の適正配置を図ることによって対処したいと考えておりますが、それでもなお既定定員及び既定経費で賄えない場合には、関係省庁とも協議して所要の措置をとることにしたいと考えているところでございます。

○藤原房雄君 いま人員等についてのお話もございましたが、これは時間的に夕方ですか、この旅行者が、出入国をなさる方々の数が非常に急増、ピークを迎えるわけですね。こういうことから、ここに携わる方々の勤務状況、非常に不規則な生活を強いられるというふうになるんじゃないか、いやかと思えますけれども、こういうことでは、職員の方々の宿舎とか健康管理とか、こういうようなこと等についてはどのように考え、そしてまた実施なさっていらっしゃるのか。これは、出入国

の職員をふやすんていうことは軽々にできることじゃございませんので、こういう急増いたす場合には、これに対する対応というのは非常にむずかしいことなんだろうと思っております。そういう中でやらなければならぬ。

日本の国の表玄関でございますから、そこへおられた方がまず長時間待たされるということ、非常に悪い印象を与えるようなことがあってはならぬというふうな配慮も当然ありまして、事務当局としては大変に気を配っていらっしゃるんじゃないかという、こういうことを考えるわけで、そういうこともあわせまして、現状としてはこういう職員の立場に立ってどういうことがなされていらっしゃるのか。今後のことについては、またどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。その間のことについて、ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(大蔵弘君) 先生御指摘のとおり、夜間勤務を要する仕事、空港勤務者の場合には、そういう夜間に何といいますが、飛行便の出発あるいは到着が集中するということで、非常にそういう厳しい勤務をしているわけでございますが、実はこの空港だけじゃなくて、入国者収容所とか、それから地方入国管理局の収容場等でもやはり相当そういう意味では厳しい業務なわけでございまして、私どもといたしましては、こういう仕事に携わる人々の健康管理とか、そういうものについては、万全の措置をとりたいと常々考えているわけでございます。

なお、空港におけるそういう勤務をどうやって少しでも楽にしてあげられるだろうかということにつきましては、幾つかの方途を現在実行しております。たとえばその一つは、先ほど申し上げましたピーク時、出発客とか到着客が集中するようになすという時間帯に、できるだけ審査官とか、そういう関係の人たちを集中的に配置するということ。それから第二に、たとえば出入国審査をなるべく合理化するために電算化というものを現在検討しております、すでにその一部は実行に移さ

れているわけでございます。そのほかに、全体として組織改編によりまして、空港への人員の再配置を重点的にやるということも考えているわけでございます。

○藤原房雄君 旅行者の、去年は日本人が四百万近いあれですか、往復しますと一千万近いということですね。いざれにしましても、日本人の出入国が非常に多いわけですね、教の上では。今度は六十条の改正で、証印を受けるといふものが確認というふうになりましたですね。これは手続的にはどれだけの省力化といえますか、簡素化につながるのかということ、日本人が多いということですから、これは外国の方々と比べて事務的には簡素化する要素というものはあるわけですね。

こういう実務的な面から見ても、省力化とか、こういうことについてはもちろん現場ではいろいろな検討がなされていることだろうと思っておりますけれども、このたびのこの六十条の改正とあわせて、こういう事務的なものについては現状どういうふうになって、これから改正になりますとどういうふうになるのか。また、今後のこの急増する出入国管理についてどのように施策をお考えになっていらっしゃるのか、その辺のことについて伺いたいと思っております。

○政府委員(大蔵弘君) 先ほど、業務をできるだけ合理化して職員への負担を軽くしたいということとで、その一環としてなるべく電算化をやりたい、進めたいと考えていることを申し上げたわけでございます。

そこで、たとえば先生がたたいまお取り上げになりました第六十条、日本人の出国につきましては、出国の証印ではなくて確認を受けるというふうになっております。なぜ確認かということでございますが、これも遠い先にはなるかもしれないけれども、出国に際しまして電算機を使って、そういうたとえば進んだ電算機の場合には、いろいろな文字も読み取れるというふうなことができるようになるかもしれません。その場合には、証印なんということをやらないでも電算機を使って

簡単に手続がとれる。そういう時代も来ようかと考えまして、こういうふうにしたわけでございます。

いざれにしましても、いろんな方法がございませけれども、その一つとしてできるだけ仕事を合理化する、機械化するということを、私どもはかなり重点を置いて考えているわけでございます。

○藤原房雄君 大臣、いらっしゃる前に、このたびの法律、急増します出入国に対して、時代に相応したように内部的な条文について改正をするという現状に即したそれと、わが国に長期滞在していらっしゃる外国人の法的な地位を安定させるという二つのことが大きな柱になっているんだらう。その中で、入国管理事務につきましても、今回六十条、いまお話ございましたが、証印を受けるといふやつが確認というふうに変ったわけでありまして、非常にピークになりますと大変な職員の不足といえますか、ピーク時にはそれらのことについては、勤務の体制とか、それからいろいろ考えてやっているんだらうと思えますけれども、非常にそういう点では過重といえますか、不規則な生活を強いられる、勤務条件が厳しい状況の中にあるのではないかと。

そういうこと等について伺いをしたわけでありまして、それと、今度はその点は一応了解いたしました、私どもこの法律につきましては、もちろん賛成でありますし、一日も早くこういう状況がつくられることを望んでおったわけでありまして、しかし、その条文の中にはまだ前進させるべき点があることも当然であります。

そういうことからかんがみまして、出入国管理令の一部改正ということでありまして、総体的な面について、個々の問題についてはまた後日審議することになるかと思うんですが、日本は国際人権規約に加入をいたしております、そういう観点から、観点というより日本と諸外国とのいろいろ比較の中から、入国管理、この管理というこ

ともいろいろ議論があるようなんですけれども、ずつと見ますと、入国管理事務というのは、どちらかというとこれは法務省が担当しておるわけですね。

それともう一つは、今回改正の一つになっております、難民条約等で問題になっております社会保障、年金とか児童扶養手当のような問題とか、こういうものは厚生省で所管することだろうと思ひますし、また、就職等についてもいろいろ入国の窓口の一つの事務だけじゃございませぬ。そこに一人の人間、とうとばなければならぬ人がそこにいるということで、事務的にそれがただ処理されるということじゃなくて、人がどういう処遇を受けるかという、その背後にはいろいろな関連する問題が出てくるわけですね。

こういうことを考えますと、特に今回のこの改正の中に、外国人の長期滞在なさっているという方々の法的な地位を安定させるというふうなことが等になりますと、これは戦前から日本にいらつしやいます韓国、朝鮮半島の方々のことが当然問題になるわけでありまされども、それぞれのセクションごとに担当して今日まで来ているんですけれども、これはやっぱり総括的に、今度は難民問題なんかは難民対策室というふうなことで検討しようということでありまされども、これだけ多くの方々がいらつしやる中で、そのときそのときこういう問題が出てきてそれに対して取り組まねばならぬということじゃなくて、やっぱり日本としてもこれは非常に大きな問題として、今日までも決して軽率には扱ってはおきませんけれども、これは行政の一本化というか、窓口というか、総体的にこれを見る、そういうところがやっぱりあつて、長期的な展望の上に立っているいろいろ検討するということは必要なことで、大事なことではないかなと思ひますね。

とにかく今回のこの改正に当たりまして、難民条約というふうなことがにわかというところじゃございせんが、日本もそれを批准しなければならぬ、それに伴ひまして国内法制の整備もしな

ければならぬ、こういう中で、必要に迫られて今回の改正というものがなされたのではないかと、こう言われております。皆さんにするとそうじゃない、前々から考えていたことだということなのかもしれませんが、やはりこれは日本の国としましてはどうしても解決といひますか、取り組まねばならぬ問題である。

この行政改革というところの中から、やたらにそういう省庁といひますか、複雑なものを一つにいうことはどうかということですが、これは何人も人をふやすとか何とかということじゃなくて、この問題についてやっぱり総合的に考えるという立場、窓口といひますか、そういうものが必要なんだと思ひます。今日までそういうものがちゃんと設置されてやっているとはいへないで、セクションでいろいろなさっている。起きた問題についてそれぞれやっていたらいい。

こういう現状の中で、今回これからまた難民問題等出てくるわけでありまされども、いろいろな社会情勢の変化の中で対応が迫られるわけでありまされども、こういう中でこの出入国管理、難民だけにとどまらず、やはり行政上もそれに対応しますという考え方というものをここで考えるべきときが来ているのではないかと、これは長期的な総合的な検討といひますか、そういうものもどこかが窓口になってお考えいただくような、そういうものが必要ではないかという気がするんですけれども、どうでしょうか、大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) お考え、よく理解できているわけでございます。しかし、行政が深みを増してきまして、どうしても分化していくのじゃないかなと、こう考えるわけでございます。

したがいまして、いまインドシナ三国の難民の定住を助けているわけでございますけれども、この仕事も、日本語を覚えさせる、そのために文部省が一役買っておりますし、また、生活のめんどうを見る、医療のめんどうを見る、厚生省が一役買っておりますし、さらにまた、職業のお世話を

しなければならぬ、労働省が一役買っておりますし、また、国際関係の問題いろいろございまして、外務省も一役買っておりますわけでございます。

そういうことから、そういう対策の窓口として総理府に現在インドシナ難民対策を扱う事務スタッフを設けたわけでございます。設けたわけでありまされども、やっぱり関係各省から人を出しているわけでありまして、出入国管理事務を扱います法務省からも人を出しておるわけでございます。そういうことでございまして、仮に法律を一つにしましたところで、その関係が各省に及んでいくわけでございますので、それだけで私は問題が解決しないような感じがいたします。

難民認定を法務省が扱うことになりましたので、今後法務省の役割はますますよりも少し大きくなると思ひますけれども、やっぱり相互連絡し合ひながら物事を処理していく以外にはないのじゃないかなと、こう思ひます。ございまして、私の体験を申し上げて大変恐縮でございますけれども、占領下で地方税法を書きましたときに、その一つの税目を見れば全部わかるようにしろという占領軍の強い指示がございまして、そのために四百条内外だった条文が千条を超すから、大臣と一緒に総司令部に出ていこうと言われて、何のことかと思つたらこういうことでございまして、それならばそういう強い決意を持つてゐるのだということを言えはいじやないかというふうなことを私は言ったことがございましてけれども、そういうふうにすべて私はよしあしじゃないかなと、こう思ひます。

総合的に扱うことがよいようで、それじゃあ相手方にとつていいかということになりますと、必ずしもそうも言ひ切れません。大事なことでございまして、今後とも検討させていただきますけれども、そういう問題点のあることだけ、ひとつ御理解を賜つておきたいと思ひます。

○藤原房雄君 まあ大臣のおっしゃることもわからないうわけじゃございせんし、また、窓口をた

くさんつくつて複雑な行政をつくれということでは決まてないんですが、多岐にわたる各省庁にわたります諸問題であり、また、これは避けて通れない、今後また逐次長期展望に立つて総合的にだれかが責任を持つて考えていかなければならぬことであるということ、何もいふまでもないことではございせんが、そういう長期的な総合的な観点に立つて、これらの問題を考えたいかなければならぬときに来たのではないかという感じがいたしますので申し上げたわけでありまされども、

それ、わが国はとくに排他的な国であるかなんとか、こういうことをよく言われるわけでありまされども、また、いろいろな外国の方も、日本に來た方のお話を聞きますと、必ずしも日本の入国管理事務だけではございせんけれども、旅行でふらつと来た方は別でしょうけれども、何かありますと非常に厳しいというか、そういう面については言われるわけでありまされども、決して諸外国の中で日本の国は評判のいい国ではないことは、もう大臣も御存じのことだろうと思ひます。また、国際社会の中で日本が果たすべき役割りというのは非常に大きくなつたわけでありまされども、

特に、大臣の好きな日本国憲法、この前文にも「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものである、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」という、前文にこういうふうなうたつてあるわけですね。誓ひましてから、もう三十年たったわけですね。

しかし、なかなか日本は島国というか、こういう地理的な条件や、また、単一民族であるということや、いろいろな諸条件があるかと思ひますけ

れども、とかくに諸外国からいろいろに言われるわけでありまして、こういうこと等も考えあわせまして、やはり今日までも全面改正といえますか、入国管理諸問題についてのこういうこともいろいろ言われてきてまして、今回まで四回ですか政府も法案をつくれ、それはいろいろ問題があったというところで今日までいろいろ経緯があったわけでありまして、今回の改正、これは全面改正といえますか、国際社会の中で日本が果たすべき役割というそういう大きな立場の上から、当然大きな改正というものが今日までも試みられてきたわけでありまして、こういう大きな改正という上から見ますと、今回の改正といふのはどういふ立場といふ位置にあるのかという、どういふふうな位置づけたいのかという、この辺の關係性について大臣のお考えをお聞きしたいと思います、どうでしょう。

○國務大臣(奥野誠亮君) これまで数回、全文改正で国会に提出してまいりましたけれども、当面、改正を必要とするものは全部改正案の中に納めましていただいたつもりでございます。そういうこともございまして、実質はこれでいままでの懸案は片づいたのですという気持ちであらわしたい、そういうこともございまして、題名も改正さしていただいて、いつまでもボツダム政令ということも穏当でない、そういうことで、出入国管理及び難民認定法というように改めさせていただいたわけでございます。

もちろん、今後も情勢の進展に應じて必要が生じてまいりますれば、一部改正として法案を提出していただきたいわけでございますけれども、従来、全文改正でやっておったのだから、また全文改正を試みるのかと言われますと、そういう考え方は毛頭ない。今回はこれで懸案を一応解決させていただいたというつもりでおるわけでございます、したがって、政令を法というふうな題名まで改めて、御審議を煩わすということにさせていただきます。

○藤原房雄君 法的な問題についてはいま大臣のおっしゃったとおりだと思いますが、私はやっぱり憲法の前文でうたっております崇高な理念といふもの、こういうものが今回のこの改正の中でどのように生きていくのかということですね。これはもう単なる感情とか何かではなくて、日本が今日まで諸外国からいかなうに言われております。それは、来た人たちがどういふふうな感ずるかは、そのときそのときのいろいろな状況があるだろうけれども、おしなべて日本にいらした方々については、余りいい感じを持っていないように言われております。

いま簡略に大臣からお話ございましたけれども、このたびの改正というものは国際化への第一歩といえますか、日本もこういう複雑な諸情勢の中で現状追認というだけではなくして、やっぱりもう一歩踏み出した精神というものをこの法律の中に盛り込む努力をし、そしてつくり上げたのがこの改正であるという、先ほど冒頭に申し上げたように、やっぱりそこに日本を訪れる人があるということですね。それは外国人であろうとも、その人に対してどういふ処遇をするかという、人権尊重とか何かいふことを言われておりますけれども、事務上のことだけではなくて、やっぱりいままでの日本に対するイメージというものが変えられるような根本的な精神といふものが、心の中の中に生きていなければならぬと思ふんです。そういう点では、今度の改正というのはそういうことも十分に勘案してつくられたものであるかということですが、どうでしょう。

○國務大臣(奥野誠亮君) 理想的なことを考えていきますと、まだまだ私たち検討していかなくやならないことはたくさんあると思ふ。今回はそこまで思ひ至りません、とにかく従来全文改正を志してできなかった、今回はむしろその際に取り上げられなかったけれども、従来日本国籍を持っておった方々の生活の安定を図ってあげたい、そして、難民の問題についても相応な改正をあわせてやっていきたいというふうなことでござ

いました。申し上げましたような問題は、将来にわたって引き継いで検討していかなくやならない問題だと、こう思っています。検討させていかせていただきたいと思っております。

○藤原房雄君 とかくに外国人の人権が十分に守られず、国際性に欠けるとかいろいろ言われておったわけですが、そういうことで、今後そういう理想に近づけるための努力をひとつ要望いたしておきたいと思ふのであります。

先ほど同僚委員から各項目についていろいろお話ございましたが、私も考えておりました何点かについては先ほどお話をいたしました。

一つお伺いしておきますが、二九日本国民であった朝鮮半島・台湾出身者及びこれらの者の「云云」と記せられておるわけでありまして、今回、回永住を認められるであろう方々というのは、おおよそ人数的にはどのぐらいの方々になるんでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 約二十八万名でございます。

○藤原房雄君 今回のこの改正によりまして実質的に永住を認められる、永住許可の要件が緩和されるわけですから、これは二十八万の方が永住許可が出ると、実質的にこれらの方々はもう利益を受けるのかということですが、要件緩和とかいろいろ言われておるわけですが、いろいろな条件があるわけですが、まあ一つの、大局的に考えまして、日本にいらした韓国籍、朝鮮半島の方々の世代といふ、年代といふか、これはほとんど変わらないうわけですね。日本で生まれた方が非常に多くなっているといふことも聞いておるわけですが、総人数に対して日本で生まれた方というのはおおよそどのぐらいの人数になつておるのか。その比較は、これはいろいろな資料なんかあつて、きちつとでなくて、おおよそでございますが、おおよその見当で結構ですけれども、どうでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) 朝鮮半島出身者のうちの約三十五万名は、いわゆる日韓法的地位に関する協定によりまして、協定永住をとっております。それ以外の方が約二十八万名おるわけでございます。この方々が今度いわれる特例永住の対象になるわけでございます。

それじゃ、その二十八万名の方のうち、世代的にどういふことになつておるかと思ふと、いわゆる法一六二一六の該当者、これが約十四万名でございます。それから、その子供が、ほぼ同じ人数の十四万名でございます。これは現在、在留資格としては四一―一六二二というものを持っております。それから、その孫でございますけれども、これは非常に少数でございます。現在のところ三十四百名ぐらいでございます。この人たちは、在留資格は四一―一六二三を持っております。

先ほど先生、冒頭、それじゃ特例永住になったときどういふ利点があるのだからかということをおっしゃいましたけれども、この一六二二と一六二三の人は、現在、在留期間は三年でございます。三年ごとに在留期間を更新しているわけでございますけれども、永住になりますと、この更新の手続が省けるわけでございます。

○藤原房雄君 そうしますと、在日朝鮮人の出身者の方々のいらした、日本の国で生まれた方のおおよその割合はどのぐらいになりますか、大体七割が八割ぐらいじゃないかと思ふわけですね。

○政府委員(大鷹弘君) 現在、朝鮮半島出身者全部のうちの約八割が日本で生まれております。

○藤原房雄君 こういうことを考えますと、日本は父系主義ですからあれですけれども、出生地主義をとつていけばこれは日本人ということになるわけですね。これはある時点でとらえましますと、この比率というものはもっとも少なかったのかしれません、これからこういう比率がだんだんと高くなつていくんだらうと思ふ。そういうことを考えますと、いま父系主義ということに

つきまして、男女平等ということからいろいろ議論を呼んでおるわけでありませうけれども、日本が国際的な立場に立ちまして、いろいろないままでの閉鎖的なところから国際性、こういうものでこれらの諸問題を考へていきますと、日本が検討しなきゃならぬ、考へていかなきゃならぬ問題がだんだん出てくるんだらうと思ひますけれども、これから日本の国で生まれる方がだんだん多くなるということになりますと、それに伴ひましてやっぱりこの先いふことが考へられてくるだらうと思ひます。

そういうこともあわせまして、冒頭申し上げた長期とか総合的とか、そういうことからいろいろ問題をこれから考へなきゃならぬことがあるだらうということをおし上げたんでありますが、それは一応おきまして、これらの方々に對しては帰化ということが一つありますね。

帰化の現状というのは、これは朝鮮半島の出身者の方々につきましてはどういうふうになつていますでしょうか。ここ一、二年の年次にわたりまして帰化を許可した数といふますか、この数がわかりましたらお知らせをいただきたいと思ひます。これは外国人全体、総数と、韓国、朝鮮人についてというところでわかれば、わからなきゃわかつてる範囲内で結構ですけれども。

○政府委員(大蔵省) 外国人の帰化、それからその中におきます朝鮮半島出身者の内数、こういうものにつきます。資料は、現在ここに持ち合せておきます。

○藤原房雄君 おおよその数で結構ですよ。

○説明員(山本達雄君) 局長が申し上げましたとおり、正確な数字は持ち合せておりません。私の記憶によりますと、年間、帰化を認める件数が約六千でございます。そのうち朝鮮半島出身者、韓国籍の人が多いわけですが、韓国籍の人がほとんどでありまして、八割が韓国籍の人と記憶しております。

○藤原房雄君 大体六、七千、八千ぐらいの中で韓国、朝鮮出身の方が四、五千といひますか、大

体それぐらいの数になつておるようですが、これは帰化を申請なさる方というのはいくつぐらいのつしやつて、またその中から、これはすぐその年度、年度というわけにもいかないでしようからありますが、おおよそのぐらゐの方が帰化を希望していらつしやるのか。これは本人の意思でありまして、在留なさる方々のいろいろな諸条件がありまして一概には言えないのかもしれないけれども、いまだだんだん日本の国で生まれ日本に育つ、こういう方々が多くなるという中で、いつまでも日本の中に一つの特定の民族意識といひますか、そういうものを置くというのではなくて、中には日本の国に帰化したいという方々もいらつしやるんじゃないかと思ひます。

そういうことで、こういう現状は一体どうなつてゐるのかということ、そういうことでお聞きしてゐるわけですが、資料を何か持つてきてないようなので、これはまことに申しわけございませんが、おおよその見当で結構であります。こういう帰化問題についてはどのぐらゐの方が申請して、現状どうなつてゐるのか。これは許可した数といふのは大体五、六千という大体いとお話ございましたけれども、その辺のこの問題についてちょっと現状をひとつ御説明いただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○説明員(山本達雄君) 年間、帰化申請件数がどれぐらゐあるかにつきましては、いま即刻調べておりますので、その資料が届き次第御説明申し上げますが、ただ法務省では従来から、国籍のいかんを問わず、帰化の申請を制限しておるわけではございません。帰化の申請をされる場合には、これを積極的に受け付ける。ただ、国籍法に帰化の要件が定まつておりますので、せつかく申請がございまして、その要件を満たさない場合にはこれは許可することができない。しかし、要件を満たしておれば、これは間違いなく帰化を許可するといふことでございます。

○國務大臣(奥野誠亮君) かつて日本の国籍を持つておられた方々が、引き続き日本に在留して

おられる、当然私は永住を認めるべきだと、こう思つてございまして、今回それに関連した措置もとらせていただいたわけでございます。

韓国との間の協定永住ではしつば問題になりまして、十年先に協議をしようといふことになつてゐる。私は、永住することについて問題はないと思ひます。永住した場合に、日本人として永住していくのか、国籍国の人間として永住していくのか。私は、国籍国としても問題があるし日本としても非常に問題がある、こう思つてございまして、そういう問題をもう一二十年先に協議しようじゃないかということに私は受け取つておるわけでございます。

同時に、いまおっしゃいました申請をして日本が帰化を認めるか認めないか、かつて日本国籍を持つていらつしやつた方々であります限り、私は当然帰化を認めていいと思ひます。また、法務省も従来からそういう方針をとつてゐるわけでありまして、しかし、朝鮮民主主義人民共和国のように、同化させない、こういうことを基本方針にしておられる国もあるわけでございます。したがいてまして、相手国がどう考へるかということも大事な問題でございまして、こういう考へ方が私はここではないかと思ひます。こういう考へ方はございせん。この間もどこかで朝鮮大学のことをちょっと例として挙げたこともございましたけれども、私たちが善意で考へてゐるつもりでありまして、もう一つ取つてくれない相手方のある場合もございまして、なかなかアジアの情勢複雑なところがございまして。

永住は私は希望される限りこれはもう当然認めるべきだ、将来どうしていくかといふことは相互にいろいろ問題があるわけでございますから、やはりいろいろお互ひに相談し合つてお互ひに方法を決めていく大事な問題をやっぱり抱へてゐるのではないかなと、こう思つたりしてゐるところでございます。御参考におし上げていただきます。

○藤原房雄君 どの国がどうだといふことじや

ございまして、永住許可ということと、また帰化ということと、こういう制度とあるわけでありまして、それはお互ひに関連、無関係じゃございまして、関連性があるわけですから、現状としてはどうなつてゐるのかということをお聞きしたわけでありまして、同じ状況といふのはございせん、もう年々時代は推移をいたしますし、また、国際社会いろいろな複雑な様相を呈してありますし、そういう中で検討する課題といふのは決して少なくない、こういう感じがございましていま申し上げたわけでありまして。

それと、今回、年金問題、社会保障とか、こういう問題についても考へようといふことですね。これは今度の委員会のときにまたいろいろお聞きしようと思つておりますが、確かにそれは今日まで望まれてきたことであるし、社会保障といふのは先ほど大臣のお話も、教育とかいろいろなことについてお話をございました。日本の国すらも皆年金制度、みんなが年金に入るといふ制度ができたのはつい最近のことであつて、無年金者をなくしようといふことも最近起つたことでありますけれども、二度、三度特例措置が設けられて、ようやく去年ですか、三度目、それでもまだといふやうな現状の中にあるわけでありまして、戦前から日本にいらつしやつた方、朝鮮半島の出身の方々につきまして、今回できるとは言ひながら、しかしこれは三十五歳以上の方、結局、長くいらつしやつて、長く日本の社会で同化して日本の社会にいらつしやる方が不適用といひますか、恩恵にあずかれない。

年金といふのは積み立てなきゃならぬわけでありまして、その積み立ての年限に達しないといふことになる。当然そういうことも出てくるのかと思ひますけれども、これは今回こういう制度が設けられたのであつて、これは決して完全ではないわけでありまして、当然今後検討の課題になるだらうと思ひますが、これは厚生大臣、当然責任者といふことになるのかもしれないけれども、そこに一人のとうとぶべき人があるといふ、

この意味の上から考えますと、内閣閣僚の一人として、やっぱりこれはこれで満足だなどという気持ちはないだろうと思います。今後の課題の一つだろうと私は思うんです。

これはいつの時点でどうだということじゃございませんで、今後これはやっぱり検討すべき課題であるというふうな、このようにお認めになるのかどうなのか。現状としてはやむを得ない面もあると思いますが、将来これは政府としましてはどのようにお考えになるのか、これは閣僚の一人として、奥野法務大臣としてどうお考えになるかというところかもしれないけれども、どうでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 厚生省としては日本人についてと全く同じような方針をとっているのだ、こういう答弁がございました。

御指摘になりましたように、三十五歳を超えている方々には年金のチャンスのない方々が多いわけでございますので、問題になることはおっしゃっているとおりでと思います。

○藤原房雄君 今回、難民条約に加盟いたしました。それに伴います国内法の整備等、それと出入国管理令の一部を改正する法律、こういうことでありますが、個々の各論的な問題については後日またいろいろ御質問申し上げたいと思っておりますが、将来、今後検討しなきゃならない課題も決して少なくないと思います。

さっきもいろいろお話ございましたけれども、政府でつくりました要綱の段階、きょうも先ほど何点か指摘がありましたけれども、要綱の段階から法案の段階で、ちょっと後退というのか、変わった面が何点あったわけでありまして、これは先ほどもお話あった面もございまして、これは一つ一つ申し上げなくても、政府の方でいろいろ要綱をつくられ、法案をつくられたわけでありまして、それからおわかりのことだと思っておりますが、この要綱が法案になるときに変わられたその何点かについて、それはどういう意見があつてそういうふうに変えられたのか、まずこの相違点、これを御聞

きをしておきたいと思うんです。

それで、先ほど同僚委員が質問なさった点もございまして、その質問なされた重複は避けて、何点かあると思いますが、これはそれぞれ理由があつて法案になったんだろうと思つていただいても、その中でこれはいろいろ議論がなされた。挙げればいろいろあることがあろうかと思つていただいても、在留権の問題につきまして、永住許可の範囲についてとか、再入国許可の整備についてとか、いろいろあることがあろうかと思つていただいても、何点かこの問題について見解を伺つておきたいと思つていますが、どうでしょう。

○説明員(山本達雄君) この立案、立法作業の段階では、骨子と申しますか、要綱と申しますか、そういうものは何回もつくるわけでございます。それで、もちろんそのたびによくなつていくというところでございまして。

それで、先生いま御指摘になりました要綱と今度の成案では違つておると申されますその要綱なるものは、ことしの三月二日でございますが、新聞紙上で公表されたものかと思つておりますが、その要綱と今回の成案で実質的に違つておる点は一、二点ございまして、それは永住許可の特例につきまして、申請期間経過後に出生しました法一六二一六該当者の申請期間につきまして、当初これを六十日といたしておりました。ところが、成案ではこれが三十日となつておるわけでございます。もともとそれは、要綱の上では六十日とも三十日も、そういう数字は出ていないわけでございます。要綱を交渉いたしましたそのときに、コメントいたしました。そのコメントの内容として、六十日というものがあつたわけでございます。その六十日がなぜ三十日になつたかと申しますと、日本で生まれまして外国人は入管令二十二条の二第二項によりまして、出生後三十日以内に在留資格の取得の申請をしなければいけないことになつております。特例永住許可の申請につきましても、この二十二条の二に定める三十日と歩調を合わせて、三十日といたしたということでございます。

それから、これは実質的には異なつておるといふわけではございませんが、現在御審議いただいております出入国管理令の一部を改正する法律案、この内容といたしまして、一時庇護の上陸の許可という制度と、それから迫害地向け不送還の原則というその二項を盛つておりました。これは、この成案からは落ちておりまして、次に御審議いただくことになっております条約関係の改正法の中に入つております。したがしまして、これは要綱が変わつたと言へば変わったわけでございますが、二つある法律のどちらに入れるかだけの問題でございます。

その余の点につきましては、いずれも字句の修正でございます。言うなれば、法制局マターでございますまして、実質的な内容には何ら変更はございません。

○藤原房雄君 それから、在留資格の短期滞在者、第四条「在留資格」、この第四号に、「観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、云々とございましてね。」「その他これらに類似する目的を」と、短期間本邦に滞在しようとする者」と、こうありますが、これは、在留資格には在留目的というのがあるわけでしょう。これはどの項目にまたがっていいわけですね。これは一つの観光だけじゃなくて、観光とスポーツとか、ほかのこのとか、これはそういう目的が多様にわたつて例示してありますけれども、こういうものにまたがっていいのかわかるか、これはどうでしょうか。期間は九十日ですか、そうして目的はどういうことになるのか、その辺どうでしょうか。

○説明員(山本達雄君) 改正案の四条第一項第四号でございますが、これはここに「観光、保養」などと羅列しておりますが、そのいずれにまたがっても、いずれかの一つであつても差し支えございません。

○藤原房雄君 次に、技術研修生ですね。こういう技術研修生の入国を厳しくするというのは、安い労働力を輸入するということ等いろいろなことがあ

あるわけでありまして、技術研修生の資格を持つて、資格というのか、こういう方々が安い労働力として使われるようなことがないようにならめたいと思いますが、いろいろなことが考えられているんだらうと思つて、やっぱり今回、これは新設ということでありまして、こういうこと等もこの条文の中、条文といひますか、この法改正に伴いまして、こういう問題については新しいだけ、どういふふうになつていのかという気持ちを持つておるわけですから、どうでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) 技術研修生が安い労働力の供給ということで入国することは、これは私もとしては好ましいことと思つておりません。したがつて、技術研修生として入るときには、大体これは国であるとか地方自治体あるいは民間企業、まあこういうところの技術研修計画にかかわつて入国してくるわけでございますけれども、特に民間なんかの場合、果たしてちゃんとした研修計画があるのかどうか、また必要な施設があるのかどうか、そういうことをチェックいたしまして、その上で入国を認めているわけでございます。

今日まで、この技術研修生というのは非常にふえております。これは、わが国の国際社会における経済的な地位であるとか、いろいろなものが向上しまして、その結果でございますが、近年では年間一万五千名ぐらゐ入つております。

そこで、現在まではこれは四一六二一三という資格で入つておりますが、これを一つの独立の資格にいたしまして、そうしてその在留状態を把握できるようにしたいということで、今度技術研修生という一つの在留資格を設けることにしたわけでございます。

○藤原房雄君 それから、今回の改正で、重要犯罪人等の国外逃亡を防止するため、外国人について出国の確認を二十四時間に限り留保する、こういう条文が今度新しく入れられました。こういう条文からしますと、日本人の重要犯罪人に

ついでに留保はできないことになっているわけなのだろうと思うけれども、最近、日本の重要犯罪人等の国外逃亡、こういうものを防止するための措置の実情、またその対策とか、こういうこと等について御説明をいただきたいと思ひます。

これは、この条文を新設された理由と、それから日本の重要犯罪人にまつります現状、そういうことによつて今回のこの条文ができたのだらうと思ひますけれども、それらのことについてこれはどうでしょうか。

○説明員(山本達雄君) 出国確認の留保の制度でございますが、現在、重要犯罪で逮捕状、勾留状が出ておる者あるいは公判係属中の者あるいは刑の執行を終わつていない通判者、こういう者が逮捕なり訴追なり、あるいは刑の執行を免れるために外国に脱出しようとしたとしても、入管令上は何ら対応する措置が設けられておりません。入国審査官は、その事実を知つておつても、そのまゝ出国の証印を旅券に押さざるを得ないということになっております。しかし、これではわが国の司法の機能が健全に、有効に働かぬので、一定の時間を区切つてそれらの者に出国の留保をすることができるといたした次第であります。

なお、日本人につきましては、これは旅券がないと出国できません。旅券法上、個々の出国留保の条項に盛り込まれておるようなものにつぎましては、旅券の返納を命ずる制度が旅券法に定められております。したがつて、そういう者は旅券がないということになりますので、いかなる身分においても、密出国すれば別でございますが、正規にブリスを通じて出国の手続を受けるということはできないことになっております。したがつて、日本人については出国の留保の制度は必要ないと思ひます。

○寺田熊雄君 ちよつと先ほど大臣、あちらに行つていらつしたのでお聞きすることができませんでしたが、入管行政は法務大臣の権限の中で

きわめて大きな権限だと言つて差し支えないと思ひます。大臣がお持ちになる入管局長以下いゝスタッフがおつて、それを補佐しておるというののはわかりませんが、現実にはこの業務をとつておる者は入国審査官それから警備官、この二種類になります。ところが、入国審査官の場合、私も現実に入管行政でいろいろお話を聞くわけでありまふ。業者とのいろいろな癒着、業者といつても業者のボスとの間の癒着、平素供応接待を受けている。違法な行為でもそういう者に対しては非常に寛大に扱つて、しかし、縁故のない者についてはきわめて厳しく扱う、私そのほかにも非常に具体的な職権乱用の事実を知つておつて、こういう場所ではそれを言うことはばかれますけれども、そういう大切な職分であるだけに、できれば入国審査官なり警備官といふものにはかなりの職務をとつた期間の長い人を充ててもらいたい。それから、できればその地位もできるだけ上げてやつてほしい。

と同時に、そういう人々に対しては、できるだけ判例事のようにやつぱり教育の期間、職権を乱用しない、そして厳正に行つて、公平兼直であつて、こういう教育を随時実施してついでにいたしたい、こういうふうな考えでおります。

そこで、できるだけその地位を高めていってほしいということ、裁判官や検察官のような心構えでやるといふことまでは期待できないかもしれないけれども、それに近いようにできるだけ教育をしてほしい、こういう要望を持っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 公務に携わります者は、常に関係者、皆さん方の信頼を得て行なうなければならぬわけでございますだけに、いま御意見を承つて、さて業者との癒着といふことになる旅行業者なのかと思ひながら伺つておつたわけでございます。大事な御意見を伺つておるわけでございますので、私もひとつ問題の起こらないように調査をして、万が一にも問題の起こらないように配慮していきたいと思ひます。

同時に、研修につきましても、すでに行つておるわけでございますけれども、もう一遍研修の姿を私なりに調べまして、御期待に沿ふような出入国管理行政がやれるように、さらに一段の努力を払い、かように思ひます。

○戸塚進也君 入管の方のことについて、留學生のことでお尋ねいたしますが、私が留學生の若干お世話をしていまして声を聞きますと、これは国によつては異なるかと思ひます。でございますが、外国から日本に受験をしたい、こういう場合に受験に付いての入国はこれは認めない、こういうふうなことで非常に困つておる。では、どうして留学するかと言へば、結局、書類を送つて推薦入学のようになつてくるか、あるいは現地に大学が出張してきて試験をしてもらうか、そのいずれか方法でないと、みづから日本に來たい、こういうふうな希望している受験生が入つてこない、こういう実態があると承つておりますが、入管さんの方ではそういうことはやつておらないでしようか、どうでしょうか。

○政府委員(大蔵弘君) 留学を希望される方が、まず受験の段階で入国したいという場合に、私どもとしては入国をお断りすることはないと思ひます。

○戸塚進也君 そういたしますと、今度はビザを發給する、いわゆる各日本の現地に居る大使館といふことにならうと思ひますが、その点は外務省はいかがでございますか。

○説明員(田中祥策君) 外国人の學生が日本の大学受験のために参ります際には、観光査証その他の査証を出して参ります。いままで受験のため日本に來るといふ目的でもって査証をお断りしたという例は、私は聞いていないわけでございます。なお、日本の大学の場合に、国費留學生を含めまして、大部分の大学では、外国人の留學生の入学を許可いたしますには、おおむね書類選考によつて入管が多岐にわたつてございまして、外国人の學生が入学試験だけのために日本にやつてくる

という例は非常に少ないのではないかとと思ひますけれども、いづれにいたしましても、入学試験のためにやつてくるという場合において査証を拒否したという例は、私は承知いたしております。

○戸塚進也君 いまの御答弁ですと、国費留學生のことはとお話があったが、日本に來て留學生で国費留學生と私費留學生、どちらが多いとお考えですか。私は私費の方が多いと思ひます。どうですか。

○説明員(田中祥策君) お説のとおり、私費留學生の方が多く存じております。いま、私費留學生も含めまして、わが国の大学が外国人の留學生を受け入れます場合に、書類選考によつて入学を許可している例が一般にははるかに多いといふふうに私は承知いたしております。

○戸塚進也君 では、文部省の留學生課に伺ひますが、そういう問題は全くなしと考へてよろしいか。

○説明員(山本達雄君) 私どもは、外国人が日本の大学を受験するための入国について査証の發給が拒否された事例はないといふふうに聞いております。

○戸塚進也君 よくわかりました。私は留學生からそういうことを聞いて、非常に困つておる、そういうことで、どうして日本に行つて受験したいのか困つておるという声を聞いておりましたからそれを伺ひましたが、それでは文部省さん、あなたの方が留學生のお世話をされるんですから、日本にいま來て留學生がそういう誤解をして日本へ歸れば、そうすれば日本から來た留學生たちは、これは大使館へ申請してもだめなんだと、そう思つていたんじゃない、いい學生は日本に來ませんよ。ですから、これについては、いま現在來て留學生にそういう誤解のないように十分説明願ひたいと思ひますが、どうですか。

○説明員(山本達雄君) 留學生に対して、機会がありますれば、そういう指導をいたしたいと思ひます。

○戸塚進也君 それではもう一つ恐縮ですが、こ

れも文部省さんにはかりお願いして申しわけないが、各国の留学生を日本に募集する際のいろんな文書とかそういうものがあると思いますが、そういうときには、いまのような誤解が起こらないように、それも研究していただきたいと思います。

○説明員(山本學君) 研究いたします。

○戸塚進也君 それでは、現在来ている留学生のアルバイトの問題で伺いますが、これまた、いまの外国から来ている留学生が一番つらいのは、日本は非常にいいところだけれども物価が高い。それで、親からの送金だけではなかなか満足な勉強も生活もできないので、何とか多少のアルバイトもやりたいと思うが、日本政府はきつくてアルバイトを許してくれない、こういう苦情を方々から聞くわけです。そこで私も、そんなことはないんだ、それは水商売とか危険な仕事とか、そういうことをやったり、あるいは学校へも行かずアルバイトばかりやっているというのじゃ何のための学生だかわからぬ、こういうことになるからそういう点は十分気を付けるように言うけれども、夏休みとか、あるいは家庭教師とか、あるいははさる洗いか、そういうような程度のアルバイトをすることまで禁止しているとは思わぬがと私は説明しても、留学生はなかなかそうでないと、こう言って首を振ってくれないんです。

先日、ちょっとこのことの打ち合わせで山本参事官に伺いましたら、山本参事官は、そんなことは決してありませんというお話でございましたが、もう一遍ここで明らかにしてください。

○政府委員(大鷹弘君) 外国人留学生のアルバイトに関しましては、ただいま戸塚先生が、自分はこのように理解しているということで留学生に説明されているとおっしゃった、そのラインが基本的に正しいわけでございます。私もかぬというようには、留学生にアルバイトしてはいかぬというようになぞという指導は行っておりません。留学生からアルバイトを行うための資格外活動許可申請がありました場合には、本人の主たる活動である学業に支障を来さない範囲で、学生としての品位を汚

すようなものでない限り、これを許可しております。今後ともこの方針で、現場の指導を遺漏ないようにいたしたいと思っております。

○戸塚進也君 大変ありがたいことを伺いました。参事官は進んで留学生の代表とも会ってくださったというお話ですから、ぜひそういう場を私はお願いしたいと思っておりますが、これまた、文部省の部長さんにひとつお願いいたしますが、そういう誤解が満ち満ちています。ですから、これは一番大事なことは、許可申請を出してというところが問題なんです、許可申請を出しても許してくれないと留学生は思っています。そんなことはないんですというところについて、やっぱり所管の文部省で、もう少し留学生に親切に指導してやってほしいと思うが、どうでしょうか。

○説明員(山本學君) そういう誤解がございますとすれば非常に残念でございますので、私どもの方といたしましても、機会をできるだけ見つけまして、そういうことが徹底するように努めたいと存じます。

○戸塚進也君 それでは、今度は日本側の出た邦人のことでお尋ねいたしますが、先般、私は安保特でも、難民の救済に出かけた日本人が心ない外国の通り魔みたいなものに殺された、そのことについて取り上げて、いろいろ救済方を政府に要望しました。その後もいろいろ法務省あるいは警察、外務省等で非常に真剣に検討していただいているようでございますけれども、私はやはり先般のああいう悲惨なことがあったことを機会に、日本は武器を出したり、あるいは軍備をやったりしないんですから、せめてそういう平和的に奉仕に行っている人から万一のことがあったというときには、それはやはり国である程度褒賞制度のようなものとか何かを考えていただくべきじゃないか。

実は、今度のタイの方については、もうこれは政府は本当によくやってくれたと思います。勲章まで心配してくださったとか、もう本当によくやってくれたと思うが、最後のもう一つの詰めが私はどうも残念で、まだこれからお願いしなきゃならぬのですが、まず一般的な問題として、何かそういう制度ができないものでしょうか。

それからまた、もう一つは、保険を掛けて行けば——ボランティア保険とかいろいろな保険制度もあるようです。そういう制度を拡充したり、あるいはもっとそういうものを確実に掛けて行くような指導を政府が十分やっておれば、この前のような悲劇は、あの事故は残念でしたけれども、残った御家庭などに対しては若干のことができたんじゃないか、こんなふうに思うので、その辺がどのように検討がその後進められているか、お尋ねしたいと思っております。

○説明員(岩崎允彦君) ただいま戸塚先生から御指摘のございました問題につきましては、われわれ関係省庁の間で目下鋭意検討を進めております。国を代表して外国でいろいろ奉仕活動をして、そのために不慮の死を遂げられたような方は、国としてこれをたえざる必要があるというふうにわれわれも考えておりました、そのための措置が早急にできますように、いま努力を重ねております。

それから、保険等の問題についても御指摘がございましたが、ボランティアで出て行く人たちができるだけ保険を掛けるようにという指導は、現在これも鋭意進めております。また、そのためにボランティアが掛けやすい、ボランティアにとつて有利な保険の制度というものを何とかつくれないものかというところで、これも目下検討に着手しております。

○戸塚進也君 先ほど申し上げたタイで亡くなった西崎さんのお宅は、九州か何かの山の奥の一軒家で、御本人は夜間の大学を出て、しかも大学院まで苦学してやっています。もう本当にそれは私にりっぱな人だ、こういうふうに思うんです。いまのような、もしそういう制度の検討が進んで、これが具体化された場合には、やはり西崎さんの救済もあわせて適用してあげるように努力すべきだと思いますが、いかがですか。

した問題は、われわれといたしましても検討の中に入れていまだ議論をしております。先生の御指摘は、大変ありがたいと承っております。先生の御指摘は、大臣も内閣の閣僚として、しかもまた、御所管の関係もないわけではありません。ぜひひとつ御努力いただけないでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) お考えに全く同感でございますので、そういうことで私、行動したいと思っております。

○戸塚進也君 では、再び入る方で、けさのNHKのテレビでも流民のことが取り上げられておりました。日本に入ってきている流民と言われておる人の中には、いろいろな事情もあり、またいろんなケースもあり、そういう人たちが全部を、これはお気の毒だからみんな日本で救済して、そして正規の入国の許可もあげない、ビザの延長も認めないというところで一遍に言うには、私も余りにも資料も不足でございますけれども、しかし、きょうのNHKのテレビを見ましても、顔は見えないでくれというふうなことで、もしこれがわかれば法務省さんからしかられるし出ていかなきゃならぬ、また職場の関係もある、こういうようなことでインタビューが行われておりましたが、やはりあつた戦乱で故郷を追われて日本に来ざるを得なかった人々、あるいはまた、旧カンボジア大使館の職員の人たちの姿も出されました。

いろんな例がきょう紹介されましたけれど、法務大臣が衆議院におきまして、そうした流民の人々に対する対策を検討する、真剣に考える、救済も含めて考えるというお話だったと承っておりますが、大臣、その後、この問題どのように御協議が進められているか、また大臣の御決意、こうしたものを承りたいと思っております。

○国務大臣(奥野誠亮君) 流民という言葉の意義は、人によって使い方がいろいろでございます。一般に言われておりますのは、インドシナ三国の政変、戦乱を逃れて第三国に行つた。その第三国で旅券を入手して、そして日本に来た。しかし、

第三に、台湾旅券等を正規に取得して本邦に入国している者については、ケース・バイ・ケースで検討、対処するが、たとえば次のような事情にある者は、特段の忌避事由がなければ在留特別許可を考慮する。一、日本人または正規に留外国人と親族関係にある者。二、両親、兄弟等が現に第三国の難民キャンプに収容されているなどのため

が、いわゆる人道的に見ても十分きちんとしたもののようなことをやっているか、ある程度自由を与えてやってもいいじゃないか、職業を日本である程度身につけさせてやってもいいじゃないか、いろいろ法務省には法務省の方針もあると思います。が、そういう声が出てきているので、われわれは、そうじゃないということを説明もしていますが、

○政府委員(大岡弘君)　ただいまの近藤先生の御質問は、難民の定義についてだろうと思えますけれども、こういう人が難民であるということにつきましては、いわゆる難民条約の中の難民の定義に今度の私どもの法案ではよっているわけでございます。どこの国でも、ほとんど例外なくそういうことにしているようでございます。

隣國、普魯士上の原則から、外國人は自國以外の國に入國したり在留する「權利」はないので、「永住權」という呼び方は正確ではない。」、といいますと、大臣の答弁にもかかわるんですね。従来は外國人に対して、權利という認識を持っていなかったのではないか。

〔委員長退席、理事藤原房雄君着席〕

という、今回かなり前進した法改正をしたということは、従来のこういう考えを変えて、この種のものも権利というそういう理解をされておるのか、この点どうですか。

○政府委員(大庭弘君) 難民条約には、永住権というものは取り決められておりません。難民の入国、滞在はすべてその国の主権行為でございます。したがってわが国におきましては、難民については滞在を認めるかどうかは、利益、公安の見地から法務大臣が裁量で決めると、こういうことになっていくわけでございます。

なお、難民条約の中には、できるだけ難民を保護している国に適用されるようにしたいという趣意が書いてございまして、その見地から、私も難民につきましては永住についての要件を緩和する措置をとっております。

御承知のように、永住につきましては、入管令の二十二条で、国の利益に合致する場合に、次の二つの要件が満たされれば永住は許可されるというふうになっております。その一つは素行善良、もう一つは独立の生計維持能力でございますが、難民につきましては、その後の独立生計維持能力を満たすことがない場合でも永住は認められると、こういうことになっているわけでございます。

○近藤忠孝君 永住権という問題ですから、そういうことになりかねない問題ですけれども、私思いますが、憲法上の基本的人権ですね、日本国憲法であるけれども、そしてまた、日本国の国民である特有の権利もありますけれども、そうでない人権については外国人についても保障するというのが私は正当な解釈だろうと、こう思うんです。そういう面から見ると、永住権に限らず、今回の法改正に伴って出てくるいろいろな権利とか規定について外国人にもそういう基本的人権を保障する、こういう基本線をすっきり通すべきだろうと、こう思うんですが、そういう面からどうですか。

○説明員(山本達雄君) わが国に在留いたしております外国人に対して、憲法上わが国民に対して

保障している権利がどの程度外国人にも保障されるかという問題と、それから外国人がわが国に入国あるいは滞在する権利があるかというの、これは全く別個の事柄であらうと理解しております。

憲法が日本国民に保障しております権利につきましては、その性質に反しない限り外国人にも及ぶというふうに一般に理解されておるようでございますが、片やわが国に、いずれかの外国に入国する権利というふうなものがあるかという面から考えますならば、そういう権利を外国人に認める考え方というのは、恐らく国際的にもないのだからと思っております。外国人の入国、在留を許可するかどうかは、国際法上も国家の自由裁量に属する事項と解されております。そのように申しまして、国家間の人的、物的交流が活発になっていきますと、各国ともそこはそれ、一定の基準というものを定めて、それにのっとって入国なり退去なりを求めていくということになってくるのではないかと、思っています。しかも、その基準というものは、勝手気ままに決めるといふものではなくて、やはり国際的に見て公正妥当と申しますか、そういう一応の是認されるものでなければならぬ。それがいわゆる法律による入国の管理ということになり、ひいては法律に基づく行政ということになるのではないかと思います。

しかしながら、基本的には、外国人の上陸、在留を許可するか否かは、主権国家の自由であるという原則には変わりがないと考えます。

○近藤忠孝君 そういう答弁ですが、ただこの問題は微妙に絡み合っていると思うんですね。今回いろいろ社会保障上の権利を認めるということですが、やっぱり法務省は従来の考えとかなり進んだことになると思うんです。

これも先ほどの池上さんの本ですが、「らい病や精神障害者、貧困者、身体障害者等を追い出す」というのは、人道的に見てもひどいのではないかと。という質問に対して、そういう者がうろちしているのは自分の国の恥であるし、相手国に迷

惑をかけることで国際道義上許されないというのが考え方の基本になっている、そういうことで、おしまいの方には、「生活保障を受ける」とか医療保護を受けるかしている場合」の問題も引用して微妙に絡んでくるんですね。ですから私は、この問題はかなりすっきりと割り切る問題ではないのじゃないか。基本的にはやっぱり人権保障、人道的な問題という点から積極的に考えていくべきだろうと、こう思うんですが、その点どうですか。

きたのではないかと、こう思うんですが、その点は大庭、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 反省といいますが、難民を受け入れ、内国民待遇を与えるということになってくると、

〔理事藤原房雄君退席、委員長着席〕

従来、日本国籍を持っておられた方々についての処遇はどうか、私はこれが先じゃないかと、伊東外務大臣にそういうことを申し上げてきたことはございます。反省というよりも、やはりこれが私なりに一つの踏み切るチャンスになっていると思っております。でありますから、そういうみなをおおしやらないで、やっぱり一緒に問題を片づけてやうというチャンスになったと、こうお考えいただいた方がありがたいと思います。

ただ、これも、しからばその国に十分な医療施設がない、病気が一たんはやるとはやりっ放しだと、何ら手を打つ方法がないというふうな状況のもとにおいて、外国人がら患者だった場合どうするか、あるいはその国が貧困で全く自国民もろくに職にありつけない、飯にありつけない、そういうような状態のもとに、外国人が公共の負担になった場合にはいかがか、これはやはり退去してほしいという国家意思がそこに決定されることになるのだからと思います。

要は、その国の社会、経済、文化の発展度に応じて人道的配慮というものに重点が置かれていくことになるのではないかと考えます。

○近藤忠孝君 人道的な面に重点を置いて、そして今回の改正になったということは、私大いに評価をしたと思うんです。そして冒頭に申し上げたとおり、それが国際的な一つの常識にもなっている。となりますと、その難民条約を締結したことからこの法規になったということは、いままでも何十万という在日朝鮮人に対しては、国際的な常識から見ても大分劣る対応をしておったのではないかと。実は私は、今回の法改正については、法務省としてもそういう面の反省の上に立って出して

ただ、ここで指摘したいのは、いままでもこれを問題にしてきたそのときに、まさに人道的立場に立って対処してもよかったんじゃないか。そのような率直に——奥野さんは率直な方ですから、率直にひとつ反省されても、反省という言葉がきつければ何でも結構ですけれども、そういう過去を一応振り返ってみることが必要なことじゃないかと、私はこう思っています。申し上げたんですが、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、いろいろな国際関係が妨げになってきておったのじゃないかなと、

こう思います。日本と朝鮮民主主義人民共和国との間では、いまだに国交がないわけでございます。国交がないばかりじゃなしに、私が率直に申し上げさせていただきますと、もう少し考え方を変えられぬかと思うものもいろいろございいます。こういう席でありますから遠慮いたします。遠慮いたしますが、いろいろな問題がございいます。あるいはまた、台湾の問題にいたしまして、かつては中華民国と国交を持っておった。いまは中華人民共和国と国交を持っています。表向きは台湾と国交がないことになってしまっているわけでございます。いろいろな事柄が災いして進んでいなかったということじゃないだろうか、と、こう思うわけがあります。

それじゃ、そういう問題がみんな解決したのかといえますと、解決してないけれども踏み切っているというのが私は現実じゃないだろうか、と、こう思います。

○近藤忠孝君 大臣は率直に国際関係だとおっしゃったから、そのとおりだと思ふんで、ですからそういう点では、国際関係の機嫌になっておったたくさんの方がおったということの認識を持っていくなさだということ、大臣うなずいておられますので、わかっていただいたと、こう思っております。

そこで今度は、条文の中に触れて指摘をいたしますが、第一条、これは、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理について規定する」のが目的だとされております。が、しかし、大きな例外があるわけであり、それは、言うまでもなく、安保条約第六条に基づく地位協定によって、米軍関係者の出入国はその例外にされておるんですね。

そこで、これは法務省になりますか、外務省になりますか、両者の関係ですね、除外になるんだけれども、除外になったそのことは一切出入国管理令はノータッチなのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(大鷹弘君) 日米地位協定に該当する

軍人、軍属の出入国のチェックがどうなっているかということでございますけれども、軍人、つまり地位協定に言います構成員につきましては、その身分を確認するため、その所持する身分証明書及び旅行命令書の提示を求めています。なお、事務処理の都合上、出入国管理令施行規則第四条第一項の規定に基づく出入国記録カード、EDカードと言っておりますが、これを一通提出させております。

軍属につきましては、その身分を確認するため、その者の身分記載のある旅券の提示を求めるとともに、その旅券に地位協定該当者としての出入国または入国の証印を行うこととしております。なお、米軍の構成員の場合と同様、事務処理の都合上、出入国記録カードを提出させております。これはいづれも、いわゆる出入国港を通過する場合の手続について申し上げたわけでございます。

○近藤忠孝君 しかし、軍隊として入ってきた場合は、一たん基地に入ってきますね。基地を通じて出入する場合、この場合には入国審査官が一人一人審査することではないんですね。どうですか。

○政府委員(大鷹弘君) そういう者についてはしております。

○近藤忠孝君 そこで、お聞きしたいのは、過去五年間のこの種の米軍関係者の出入国状況、飛行機による入国、船舶による入国、これはどうでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 過去五年間におきましては、出入国したものは七万七千二百五十五名、それから出国した者が八万三千二百三十五名でございます。五十二年、入国六万七千三百七十一名、出国七万二千八百八十二名、五十三年、入国五万一千三百十三名、出国五万四千六百七十六名、五十四年、入国四万五千三百四十四名、出国四万七千四百三十七名、五十五年、入

国三万七千四百六十九名、出国が四万八百二十三名でございます。

○近藤忠孝君 そこで、私、先ほど申し上げた出入国管理令との地位協定との関係になります。が、いろんなその間のすき間の問題が出てくると思うんです。たとえば米軍船舶あるいは飛行機などで入国してくるんですが、その場合に、米軍関係者でない者がまじりつておった場合、これは法的にはどうなんでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) その場合には、当然出入国管理令の適用を受けます。

○近藤忠孝君 すると、手続的にはどうなりますか。当然、向こうは何も持っていないわけでしょう。旅券も何も持っていない。そうすると、それに対する措置はどうなります。

○政府委員(大鷹弘君) 基地の中に私も事務所を持っておりまして、そこに出入国管理を担当する人が駐在しております。そういう方々につきましては、正規の手続によって出入国を管理しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 しかし、これはなかなか発見はむずかしいでしょうね。いままですれでチェックできた例はあるんですか。

○政府委員(大鷹弘君) ないと思います。

○近藤忠孝君 ないということは、恐ろしくかなり自由に入出入りできておって、私は、大臣はいやみだと言わなければならない、在日朝鮮人に対する対応とはずいぶん違っておるんじゃないかなうかと、こう思うんです。ここでも米軍、アメリカを全部信用する、事前協定にないから全部信用するのと同じ論法かもしれないけれども、私は相当問題があるというのを特に指摘をしたいと思ふんです。

それからもう一つ、今度は逆の場合に、一般の商業船舶あるいは普通の飛行機で輸送された米軍関係者、これについてはどういう対応措置をとりますか。

○政府委員(大鷹弘君) それにつきましては、先ほど御説明したとおりでございます。私どもとしては軍人、軍属に対しては出入国のチェック

をしております。

○近藤忠孝君 そうすると、文書によると、「原則として日本国法令による出入国手続に従わなければならない」という、こういう決まりになっている。「原則として」というのがついておると聞いておるんですが、そうですか。これは一九五二年五月の日米合同委員会の「米軍の構成員・軍属・家族の出入国」に関する合意事項の中で「原則として」というのが入っている。

○説明員(山本達雄君) ちょっと私の頭が混線しておるのかもわかりませんが、物事を整理いたしますと、地位協定によりまして軍人、軍属、それから家族でございますが、これらにつきましては入管令の適用はございません。これは地位協定第九条第二項で明らかにしておるところであります。しかしながら、一般の出入港に彼らがあらわれまして、それは地位協定該当者であるかどうかかわからないわけでございます。したがって、全員について何らかのチェックをすることになるわけでございます。

それが一般外人でありましたならば、入管令の上陸手続、上陸審査を行う、それから該当者でありました場合には、先ほど局長が説明いたしましたとおり、身分を確認するため、その所持する身分証明書、旅行命令書の提示を求めるなどするということになるわけでございます。それは入管令に基づくチェックという言葉をあえて使いますならば、入管令に基づくチェックをしているわけではございません。入管令の適用を受ける者でないことの確認をしておるということでございます。

それから、いわゆる出入港でない基地でございますが、ここへ参りました者ににつきましては、局長が申し上げましたとおり、これは全く入管当局の目に触れる、要するに入管当局が出ていく場面はないわけでございます。

○近藤忠孝君 それでは第二条ですが、今回七号の「通過」という部分ですね、その説明が削除されましたけれども、その理由はなぜでしょうか。

○説明員(山本達雄君) これは、第四条第一項第四号の現行で「観光客」の在留資格の表現を変えたことと関連するわけでございます。現在、在留資格で申しますならば、三号の「通過しようとする者」、それから四号に「観光客」と、こういうのがあつたわけでございます。今度はこの四号の「観光客」を「観光、保護、スポーツ、親族の訪問、見学、」等々と、要するに短期間本邦に在留しようとする者としての在留資格に改正いたしますので、そういたしますならば、改正に係る「短期間本邦に滞在しようとする者」の中には、通過という概念も「通過しようとする者」も含まれてしまう。そういうことから、「通過」という定義規定が不要となり、かつ四条一項第三号の「通過しようとする者」の在留資格が不要になったわけでございます。

○近藤忠孝君 次に、外務省にこのことについてお伺いしますが、この入国管理令の英文に翻訳したものが御承知ですね。そこで、この「通過」ということについて、英文ではどういう表現がしてあるか、御存じですか。

○説明員(丹波実君) 突然のお尋ねでございますので私ちょっと記憶にございませんけれども、恐らくトランジットということかなと、全く申しわけございません、推測でございますけれども。

○近藤忠孝君 正解です。しかも、これは三カ所もトランジットと書いてあるんですね。それで、まさに時の言葉になっていることです。

そこでお伺いするんですが、ですから、もうトランジットという言葉がかなり普通に使われておるわけですね。ところが、今回の核持ち込み問題でイントロダクションの中にトランジットなんかが含まれちゃっているんだと、こういうことですね、かなり邦文の翻訳に使われているのに。外務省はそういう点で、それでもなおかつこれはイントロダクションの中に含まれてしまったと、こうお考えなんですか。

○説明員(丹波実君) この点につきましては、いろいろの言葉が交渉の過程でどのような意味づけ

をもつて両国間で使われたかということがポイントでございます。核持ち込みの点につきましては、政府が従来から御説明申し上げておりますとおり、安保条約改定の交渉を通じて口頭了解で言うところの持ち込み——イントロダクションというものは、寄港及び通過を含むということに明快であるというところを、従来から申し上げておるつもりでございます。

○近藤忠孝君 これはここで議論する主要な場所ではございませんが、しかし、イントロダクションという言葉は、もうそれ自身かなりはっきりした概念ですね。片や、トランジットという言葉もかなり普通に使われておるんですね。となると、これはどうも国民を納得させ得ないのじゃないかと、こう思うんですが、それでもなおかつ従来の主張を維持されますか。

○説明員(丹波実君) 先ほど申し上げたところで尽きておりますけれども、あの交渉から出てきたイントロダクションというのは、寄港及び通過も含んでいるのだというのが、われわれの了解でございます。

○近藤忠孝君 この問題は、この程度でとどめたと思ひます。

そこで、せっかく公団からお見えになっておりますので、その方の問題に先に入りますが、今度の改正では六十七条で手数料、これが一万円の範囲で政令に委任されたわけですね。これは、元来法律事項であつたものが政令に委任されるという点で若干問題があるかと思ひますが、時間の関係でそれはそれとして置いておきます。

私は、これと類似したものとして、使用料の問題、成田の国際空港を使用する際に使用料を取られるんですが、その金額と、これを利用者に払わせるようになった経過について、簡単に御報告願ひたいと思ひます。

○参考人(井辻憲一君) 私の方で取っております旅客サービス施設使用料というものの御尋ねかと思ひますが、金額は一人当たり千五百円、子供につきましては五百円ということですが、大体年

間、五十五年度で四十八億円の程度の私どもの方の収入になっております。

それから、この旅客サービス施設使用料の徴収をいたしております考え方でございますが、公団法の二十条に、空港の機能を確保するために必要な航空旅客取り扱い施設というものは公団が建設し及び管理するということとがございまして、一方、公団といたしましては、独立採算制をたてましておりまして、これらの旅客サービス施設を建設し、あるいは管理していくに要する費用と申しますか、経費は、何らかの形でこれを賄わなければならぬ。したがって、一方、かたがた諸外国の空港にも例のあることでございまして、直接のこれらの施設の利用者でございまして、パセンジャーから、そのサービスの対価としての旅客サービス施設使用料をいただいております、かような考え方でございます。

○近藤忠孝君 私、これはいわば二つ問題があると思ひます。一つは是非の問題と、もう一つはこれは法務省の問題です。この中で、出国の事務所があるでしよう。そこへ行くのに、この千五百円を払わないといけないんです。それで私は、事実上そうなっているという答えではこれはいけなないのであつて、いわば出国手続をする、これは一つの義務です。義務を履行するのに金がかかるんです。大臣、これをどう理解いたしますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 出入国の手続だけじゃなしに、飛行機が着陸してからずっと出ていくまでいろんな公団のサービスを受けるということがございまして、日本だけがこういうことをしているわけじゃない、大体世界でパセンジャーからも何がしかの料金をいただいているということでありまして、やむを得ないことじゃないだろうかなと、こう思っております。

○近藤忠孝君 外国の例が出ましたが、外国ではどことどこと違ってはいますか。

○参考人(井辻憲一君) 私の方で調査いたしました現在までのデータによりますと、この徴収を

いたしております国は百二十九ぐらいございまして、ただし、その形態がいろいろございまして、たとえば、私どもの方と同じような形でパセンジャーから料金として徴収しておるという国が二十五カ国ぐらい。それから、税金の形で取っておるというものが六十二ございまして、ただこの税金は、全部がその施設に充てられていくのか、一部が充てられていくのか、あるいは一般会計に、国の方に入りましていくのか、なかなかちよつと私の方の調査は及んでおりませんのでわかりませんが、いずれにしても、出国する個人から幾ら幾らという形で取っておる国が六十二カ国ございまして。

それから、航空会社から出ていくパセンジャー一人当たり幾らという形で、あるいは入国者一人当たり幾らという積算根拠でエアラインを通じて取っておる国が四十二カ国。あるいはこの数字は動いておるかも知れませんが、現在までの私の方の大づかみの調査で見たところ、そのような数字になっております。

○近藤忠孝君 私が聞いておるのは、航空会社から取る方が多いと、こう聞いておったんですが、問題は、その実情よりは、やむを得ないと先ほど大臣おっしゃったんですが、法的にどうなのかという問題ですね。たとえば、負担能力あるじやないかという話はあります。しかし、これはちよつとはかの場合と違ふんですね。高速道路であれば、高速道路に乗らなかつたて、別を行けばいいわけでしょう。それから、いろいろ他の場合には、それなりの別の施設が使われないと出国できないというそのことにかかわって、いやだと言うわけにいかぬでしょう。だから、いわばこれも仕方なしに金を取られる。

となりますと、選択でいいんであれば、これは別に法律上は問題起きないと思ひますが、基本的には、先ほどの手数料と同じように、出国手続をやるのに払わなきゃいかぬという問題であれば、や

はりこれは法的な根拠がなければ取れないんじゃないかという、この問題と私は関係してくると思ふんです。そういう疑問を感じたことはないでしようか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は世界を旅行しておりました、いろいろ国があるものですが、まあやむを得ないなど、こう思っておるわけでありまして。これは別個に出国税といふまいか、日本でも税を徴収したらどうかといふことが絶えず議論になっております。なるべくならそういう税は起さしてもらいたくないという議論を私としてはしてきておるわけでございますけれども、そんな問題もあろうかと思ひます。

○近藤忠孝君 私は、この問題はやっぱり基本的な考え方の問題だと思ふんです。確かに、成田空港建設に莫大な金がかかったといふことは、十分承知してあります。だから、航空会社の負担を超えるものを徴収しなさいかぬといふので個人個人から取つていくというの、従来からの説明なんです。しかし問題は、国際的な玄関ですから、それはやっぱり悪いと申しませんけれども、航空会社の負担能力を超えたそんなものを勝手にどんどんつめてしまつて、そしてあと他人から、一般からも徴収するといふ、そういうやり方がいゝのかどうか。そして、いま申し上げたような、基本的には法律上の手数料の問題と匹敵する問題があるといふことがあるんです。それで私は、これはやっぱり法に厳格な法務省ですから、それは形の上でも、たとえば入る前に手続をやつてしまふとか、別の方法があればまだこれは話のわかるかもしれませんが、それもなないといふことで、これはきょうここで急に結論の出る問題じゃありませんけれども、ひとつ御再考願ひたいといふことを申し上げたいと思ひます。

それから、時間が参つたので、最後に中身の問題として、先ほどもお触れになりました迫害国向け送還禁止ということについて、これは第一次要綱には明記されておつたんですね。それが法案には出ていない、その理由はこれは何ですか。

○政府委員(大鷹弘君) 第一次要綱にそれが出ていてこの法案の中に出てないのはなぜかといふことでございますが、実は出入国管理令の改正法案は二つに分かれております。

一つは、現在御審議いただいておりますもので、もう一つは、難民条約に加盟することにかかわつて今度改める部分でございます。で、ノンフルマンの規定はそつちの方に回つておりますもので案をあらわしてないもので、しかし、入国管理令全体を見れば、そのノンフルマンの原則はちゃんと入つておるわけでございます。

○近藤忠孝君 そうすると、次に出てくる法案の中にびしと入つておるということですね。それから、じゃもう一問、これも先ほど触れられました保証金の問題ですね。これは十三条の仮上陸の許可の際と、それから五十四条の仮放免の際の二百萬、三百萬ですね。従来の経過を見てみますと、ほぼ一律に、しかも上限に近いところにかかつていますね。取つていますね。それで、先ほど平均二十萬といふ話があつたけれども、ともかく上限、しかも一律となると、心配は、今度三百萬、二百萬に上がった場合に、やっぱり上限の方で取られるんじゃないかといふ、こういう心配があるんですね。そういう心配は要らぬといふことが言えるんでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) まず、仮上陸につきましては、実際に保証金というものはほとんど取つたことがございません。仮放免の場合でございますけれども、仮放免につきましては確かに取つておる平均二十萬、限度に近いところで取つておるケースが多いわけでございます。しかし、それでも毎年何十名の逃亡者が出ております。つまり、そのぐらゐの金額ではなかなか出頭義務を確保することがむづかしいと、こういう状況でございます。そこで、今度私どもとしましてはこれを十倍に引き上げるわけでございますけれども、引き上がったのはあくまでも限度額でございます。この限度額を常に適用するといふ考えは毛頭持つてない

のでございまして、要は、逃亡を阻止し出頭義務を確保するに足る金額であればいいわけでございます。これは人によつてずいぶん違ふと思ひます。たとえばその犯した罪が何であるか、その人の資産がどうであるか、家族がどうであるか等、いろいろな点を勘案しましてして決めるわけでございますけれども、いづれにしても、無用な負担をこの人たちにかけるようなことは考えておりません。したがつて、限度額の範囲で合理的に運営したいと、こう考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、家族で仮放免の保証金を払わなきゃならぬような場合もこれは出てきますよね。そうしますと、仮に最上限で取られますと、五人家族とすれば千五百萬。とてもこれは払い切れないですね。だから、いわば家族でまとまつて集団で払う場合ですね、そういう場合にはこれは多少割り引きといふんですか、そういうようなことになるのかどうか、その辺も考慮するといふ意味ですか。

○政府委員(大鷹弘君) そういう場合は、当然考慮の対象になります。○中山千夏君 最初に、先ほど午前中に寺田さんがちよつと聞いていらした男女差別に關係した問題なんですけれども、奥さんが日本人で、そしてその日本人の妻が外国人の夫を伴つて帰つてくる。そのときに奥さんの方に資力がある、あるいは十分な収入があるといふことがわかれば、夫の方に永住許可は取れるといふことでよろしいんですか。

○政府委員(大鷹弘君) 先ほどお話し申し上げていたのは、入国の手続でございます。私どもはこゝの入国につきましては、男女の差別というものはもうしないといふ方針でございます。したがつて、夫が外国人である場合、つまり奥さんが日本人である場合、逆に夫が日本人で奥さんが外国人である場合にも、いづれにいたしましてもまづ私どもは二つの点を見ます。一つは、生計の維持能力、それからもう一つは、これは擬結婚ではないといふこと。本当の結婚で、しかも継続性のある結婚だといふ点ですね。この二点を見るわけでございます。

そのときに、まずその第一の生計維持能力でございますけれども、日本人の男性、日本人が夫である場合には、その人はどういふ生計能力を持っているか、もちろん審査いたします。それから、女性が日本人で外国人が男性の場合に、その日本の女性、つまり日本人の奥さんが生計能力があるかどうか。たとえばその人が非常な資産家である、あるいは彼女は非常に大きな収入、十分な収入があるといふ場合には、もうそれで十分なわけなんです。したがつて、そういういまいずれの場合にも入国は簡単になります。

ただ、これはすぐに永住権を認めるということではございません。一たん入国をしていただきまして、現在の手続では入管令の四一―一六―三といふ資格で入つていただいて、そして永住申請していただくわけです。その永住申請をされまう場合には、今度の改正案によりまして、従来よりはそういう方につきましては非常に手続といふか、永住を認められる可能性が、永住が容易に認められるようになったわけです。先ほどから御説明しましたとおり要件が二つございまして、永住につきましてはそれが二つとも取り払われまして、ただ、これは国の利益に合致するといふ法務大臣の裁量行為でこれを認めることができる、こういうことになるわけです。

○中山千夏君 そうすると、入国の際に男の人が、つまり夫が外国人であると非常に入りにくいといふような話があるといふことを、さつき寺田さんおっしゃつていたんですね。私もそういう話をよく聞くんですね。どうして男女差別がないにもかかわらずそういうふうなうわさが世の中に流れたり、そういうまた事例があつたりするのかわかりません。そういうことを考えたときに、もしかすると女性の、日本人の妻の資産ですとか収入とかといふものに対する評価ですね、それが、男の人が日本

人であった場合よりも係の人が見る場合に、もしかしたら少し厳しいのかな、そういうところから、法律上では平等であるはずなのに、實際運用していくところでむずかしいという事例が起ってくるのかなとも想像してみよう。

○政府委員(大蔵弘君) ただいま御指摘のようなケース、やや時間がかかるのは、実は日本人である奥さんの資産とか所得を見てそれは十分である場合には、ほとんど問題はないわけですが。ただ、いままでもそういう運営を完全に行ってきたかということについては、これは必ずしもそうでなかったかも知れません。したがって、いままでもそういうふうな日本人の奥さん、妻が十分に資産があつて、かつ所得があるにもかかわらずその点が十分考慮に入れられなかったというケースも、もしかしらあつたかも知れません。しかし、いよいよ私もどなたもいまして、この男女差別をなくすということで、そういうことがこれから起きないように、本間に男女平等が実行されますようにやっています。

そのほかに、こういういまおっしゃいました日本人が奥さんで外国人が夫である場合にやや問題があるのは、多くの場合、日本の女性、奥さんの方に扶養能力がないわけです。いまの社会は、どこでも男がかせいで、そして生計を維持するといふパターンが多いわけですから、外国人の場合にもそういうことが大体多いわけですね。そうなりますと、私もどなたもいましては、その外国人の旦那さんが十分に生計を立てる能力があるかということをチェックするわけですから、もちろん、その人は日本で就職しなければなりません。その就職がちゃんとしたものであるかどうかというところを見たりするために、かなり時間がかかります。もちろん、就職につきましても、私もどなたもできるだけのことを言わないで、いわゆる簡易就職制度というものを設けて、運用でございませうけれども、簡単に就職ができるように

運用をして、そういうものでも認めていくというところをやっております。しかし、たまたまそういうケースで時間がかかるのが、いままでも幾つかあつたかも知れません。

○中山千夏君 その場合、男の人が日本人であつたにせよ、奥さんが日本人であつたにせよ、その方が入るときに、どちらか、妻なり夫なりが生計を立てていけるかどうかということが重要になると思うんですけれども、この程度の収入があればいいとか、それからこの程度の職業であれば大丈夫だろうとかというふうな、何か基準というふうなものをどこかに設けてあるのでしょうか。もしそういうものがあれば、相手の方が妻であらうが夫であらうが、女であらうが男であらうが、その基準と照らし合わせてもらいたいわけですから、差別も起こりやうがないんじゃないかというう、たとえば係の男の人が非常に古い考え方であつたとしても、差別は起こり得ないのじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(大蔵弘君) いま先生が言われましたような客観的な基準というのは非常に決めるににくいのでございまして、その人によつていふん事情が違ふわけですから、したがって、いままでも、このぐらゐのことであつたらばいいとか、これでは十分だといふような意味のそういう基準というものはなかなか申し上げにくい。結局、これはケース・バイ・ケースということにならざるを得ないかと思ひます。

○中山千夏君 何かそういう大変おっしゃるとおりむずかしいんだらうと思ひますけれども、そして、やっぱり調査に当たる方も、きつと基準があれば楽だなどというふうにお考えになるだらうと思ひますけれども、ずっとお話を伺つていて、非常に男女差別をなくしてやっていくというお話が力強く聞けたので期待しております。

それからもう一つ、第五条の上陸の拒否です。か、そこにちよつと関係して少しお伺ひしたいんですけれども、第五条の五、「麻薬、大麻、あへん又は」という条項がありますね。これは多分こ

ういう「日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある」人が日本の中に入つてくるというふうなことがあると、日本の国にとつてやういふよくないということで設けてあるんでしょね。

○政府委員(大蔵弘君) そのとおりでございします。

○中山千夏君 そうすると、たとえば大麻なんかについては、ずいぶん外国では法の規制状況なんか違ふというのを聞くんですね。それから、覚せい剤なんかについては、外国の法規制なんていうのは大体一様なんではないか。それとも、全然規制していないというところがあるんでしょか。

○説明員(山本達雄君) 大麻につきましては、これを非犯罪化しようという意見が世界のどこかにあるという話は聞いておりますが、やはり今日、世界の趨勢は、大麻も含めまして薬物事犯に厳し、というところであるというのが、私の認識であります。

それから、覚せい剤につきましては、私余り詳しいことは知らないのですが、これはまあ言うならば日本が本場というのですか、まあ起ころは日本だらう。日本で起ころまして、日本でその原料もつくつて、原料から製品もつくつておつたのですが、昭和三十年後半にその一掃には成功したしまして、それから日本国内ではこれをつくることは困難になり、近隣の外国でつくられるようになった、それが現在の状況であるということになります。

ここで「法令に違反して刑に処せられた」といふのは、何も外国で処せられた場合に限らず、かつて日本におけるときに日本で処せられたということも含まれるわけですから。

○中山千夏君 それじゃ、この条項についてはごく何といひますか、特殊でもないでしけれど、ある日本が持つてくる特有な状況に対応したものだというふうな考へてよいでしょうか。

○説明員(山本達雄君) そうでございします。今

日、薬物事犯、これは麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤でございしますね。これはいづれも異質のものでございまして、それぞれこれを取り締まる法律があるわけですから。ところが、現行法ではこの覚せい剤だけが抜けておる。ところが、現実の薬物事犯を見ますと、その大半は覚せい剤である。しかも、この薬物事犯は、いづれも本人の健康に大変害があるわけですから、そればかりか、それを人の手から手へと移動することによつて他人にまで薬物の害を及ぼす。そればかりか、いわゆるクレージーになりまして、通行人を刺してみたり、川にほうり込んだりというふうなことになるのですが、そういう人に危害を加える危険の一番あるのは覚せい剤でございします。

数が多く、しかも中毒症状になつた場合に最も危険性のある覚せい剤が、この上陸拒否事由から除外されておるというのは大変な不備であるといふことから、今度これを加えることとしたものであります。

○中山千夏君 それから、その同じ五条の七番目なんですけれども、これは特にこの条文の内容的な変更というのではないようなんです。この第七号の趣旨も、やはり麻薬などと同じように、こういう仕事をしている人たちが入つてこない方が日本国にとつて望ましいということであらうと思ひます。それからこれは二十四条の退去強制の条項でしたかの条項ともかわりがある項だと思ひますけれども、こういうものがあるにもかかわらず、非常に売春を目的として入国してきて、そして売春をしていくというふうな事例が多いということを知つておられます。今度の法改正で、ここに盛り込まれているような趣旨がもっと徹底できる、もつとこういう問題の解決に資するといふような点がございしますか、どこかほかとの関連で。

○説明員(山本達雄君) この五条の七項、それから二十四条にも同じような条項がある、これは現行法と何ら変わりません。ただ、表現が変わつただけでございします。それをなぜこのように変えたかといひますと、

売春防止法という法律があるわけですが、そこで使われておる用語と統一したということです。そういう意味におきましては、この部分は実質的な関係は何もございません。

なお、こういう事項があるにもかかわらず、売春を行う者が入ってくる、何か有効な手段ではないかということでございますが、これは大変むずかしい話でございます。確かに、そういう不心得者が入ってまいります。それを、それでは水際で防止するためにどうしたらいいかと、嚴重にチェックするという方法しかないわけでございます。しかし、嚴重にチェックするということになりま

と、大部分が善良な人であるのにもかかわらず、そういう善良な人にも大変迷惑をかけるということになるわけでございます。善良な人の便宜を図ると、国際交流の活発化ということかも知れませんが、それを図りますと、今度はけしからぬ者がまぎれ込むことになるわけでございます。このあたりに入管行政の大変むずかしいところがございます。ひとつ、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○中山千夏君 この五条の七によつて上陸拒否した事例と、それから二十四条のヌですか、これで退去強制した事例というのがもしいまわかりましたら、大体のことでもいいんですけれども、わかりますか。

○政府委員(大庭弘君) いま上陸に際しまして拒否したという例がどのくらいあるか、ちょっと資料がございません。そうたくさん数ではないと思ひます。それから、退去強制になった者は毎年数十名おります。

どうやってこういう人たちが日本に入らないようにするのか、また、入った後どうやってチェックするのかというところでございますけれども、もちろん私もいたしましては、事前になるべく情報を入手します。そして、たとえば成田空港なら成田空港に来たときに、そこでそういう人たちは特に厳しいチェックをする。事前に私ど

もの方で情報がある場合には、出先の公館にそういう情報をあらかじめ送っておくこともありま

す。たとえば、空港に到着してブリスに來ましたときに、この人はかなり怪しいというときには、入国目的とか、それから所持金がどのくらいあるのかとか、いろんなそういうことを相当厳しく問ひたすわけでありま

す。どうしても怪しいというときには、これは上陸を拒否することになります。それから、一たん上陸した後のケースにつきましては、私どもの警備官が、できるだけこういう人たちを摘発するように努力しております。民間からのいろんな情報の提供とかそういうものがございますので、あるいはこちらの方で独自の調査をする場合もありますけれども、その結果、そういう人たちは大体資格外活動、たとえば観光ビザで入つて、そのビザが観光であるにもかかわらず、資格外のそういう活動をしている人たちが多いのですけれども、そういう人たちは資格外活動ということで摘発することができ

るわけではあります。こういうことを一生懸命やっているわけではありますけれども、何分私どもの方、全部手が回らなくて、なかなか全部そういう人たちを押さえることができない、こういう状況でございます。

○中山千夏君 買春観光という、これは日本人の方が出ていくわけですが、問題とあわせてとても深刻で、それで、しかも入管の皆さんのところに非常にウエイトがかかつて、しかも取り締まりがむずかしいという大変な部分だと思ひますけれども、御努力をいただきたいと思ひます。終わります。どうもありがとうございました。

○委員長(鈴木一弘君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木一弘君) 速記を起こしてください。暫時休憩いたします。

午後四時四十五分休憩

午後四時五十二分開会

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木一弘君) 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。奥野法務大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書への加入に伴い、その国内施策として、難民である旨申し出た外国人が条約に定める難民に該当するかどうかを認定する必要があるほか、難民の地位に関する条約に定める難民旅行証明書の交付及び社会保障の面における内国民待遇を図ること等の措置をとる必要があります。

そのために、出入国管理令の一部を改正して、(一) 難民の認定を受けようとする者は、入国後原則として六十日以内にその申請をしなければならぬこと。

(二) 法務大臣が難民であると認定したときは、難民認定証明書を交付すること。

(三) 難民の認定を受けている者が難民でなくなつたときは、その認定を取り消すこと。

(四) 難民と認定されなかったとき及び難民と認定された後これを取り消されたときは、法務大臣に異議を申し出ることができること。

(五) 難民の認定を受けている者に対する難民旅行証明書の交付、永住許可要件の一部緩和及び退去強制手続における法務大臣の裁決の特例について定めること。

(六) 難民に該当すると思量される者について簡易な手続で上陸を許可することができるよう、一時庇護のための上陸の許可の制度を新設すること。

(七) 被送置者が人種、宗教、政治的意見等を理由として迫害を受けるおそれのある国へは原則として送還しないこと。

などの規定を設けることとした次第であります。次に社会保障の面におきましては、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の一部を改正して、これらの法律における国籍要件を撤廃することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止法の制定に関する請願(第四七〇三号)

一、在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願(第四七七八号)(第四七七九号)(第四七八〇号)(第四七八一号)(第四七八二号)(第四七八三号)(第四七八四号)(第四七八五号)(第四七八六号)(第四七八七号)(第四七八八号)(第四七八九号)(第四八九〇号)(第四九〇一号)(第四九〇二号)(第四九〇三号)(第四九〇四号)(第四九〇五号)(第四九〇六号)(第四九〇七号)(第四九〇八号)(第四九〇九号)(第四九一〇号)(第四九一一号)(第四九一二号)(第四九一三号)(第四九一四号)(第四九一五号)(第四九一六号)(第四九一七号)(第四九一八号)(第四九一九号)(第四九二〇号)(第四九二一号)(第四九二二号)(第四九二三号)(第四九二四号)(第四九二五号)(第四九二六号)(第四九二七号)(第四九二八号)(第四九二九号)(第四九三〇号)(第四九三一号)(第四九三二号)(第四九三三号)(第四九三四号)(第四九三五号)(第四九三六号)(第四九三七号)(第四九三八号)(第四九三九号)(第四九四〇号)(第四九四一号)(第四九四二号)(第四九四三号)(第四九四四号)(第四九四五号)(第四九四六号)(第四九四七号)(第四九四八号)(第四九四九号)(第四九五〇号)(第四九五一号)(第四九五二号)(第四九五三号)(第四九五四号)(第四九五五号)(第四九五六号)(第四九五七号)(第四九五八号)(第四九五九号)(第四九六〇号)(第四九六一号)(第四九六二号)(第四九六三号)(第四九六四号)(第四九六五号)(第四九六六号)(第四九六七号)(第四九六八号)(第四九六九号)(第四九七〇号)(第四九七一号)(第四九七二号)(第四九七三号)(第四九七四号)(第四九七五号)(第四九七六号)(第四九七七号)(第四九七八号)(第四九七九号)(第四九八〇号)(第四九八一号)(第四九八二号)(第四九八三号)(第四九八四号)(第四九八五号)(第四九八六号)(第四九八七号)(第四九八八号)(第四九八九号)(第四九九〇号)(第四九九一号)(第四九九二号)(第四九九三号)(第四九九四号)(第四九九五号)(第四九九六号)(第四九九七号)(第四九九八号)(第四九九九号)(第五〇〇〇号)

二号(第四八〇三号)(第四八〇四号)(第四八三三三三)

第四七〇三三 昭和五十六年五月二十二日受理
スパイ防止法の制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市松が丘二ノ五ノ三三
三田寺ビル内スパイ防止法制定
促進茨城県民会議内 綿引義栄
紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第三九七六号と同じである。

第四七七八号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 東京都港区南麻布一ノ七ノ三二在
日本大韓民国居留民団中央本部内
張聰明

紹介議員 二宮 文造君

国民年金法改正時において三十五歳以上の在日韓国人に対して、国民年金法が施行された当時及びその後沖繩関係を含めて三度にわたり講ぜられたと同様の経過措置を講じ、在日韓国人全員に国民年金法を全面適用されたい。

理由

政府は、国際難民条約批准に伴う国内法整備の一環として、国民年金法の一部改正案を国会に提出している。現在までの国会における質疑応答の内容等から判断するところでは、今回の法改正の目的が国際難民条約受入れにあるのであって、一九七九年六月に国会が批准承認した国際人権規約A及びBの各条項については全く考慮がなされていないことが明確であり、国民年金法改正による恵沢から、在日韓国人のうち改正法実施時において三十五歳以上の者は完全に除外される見通しである。このことは在日韓国人の立場から見ると、当然適用にあずかるべき者を、全く無視した冷酷な機械的法制であると断ずるはかない。約七十万人の在日韓国人は、歴史的な背景のもとに日本に

居住を強いられた者が、永住しようとしているのであり、社会生活においては日本国民と全く等しい公租公課その他の義務を果たし、地域社会の一市民としての善隣友好の実をあげている。特に社会生活の責任ある階層は三十五歳以上の者であり、老後の社会生活の保障を最も精切に必要とする階層である。一九六五年の韓日協定においてはその前文で「これら、大韓民国国民が日本の社会秩序の下に安定した生活を営むようにすること

が、両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを認め」としている。また、国際人権規約Aでは、第九条(社会保障)や第十一条(生活水準の確保)1項にも「すべての者が」が「受ける権利」または「求める権利」を「有する」とうたわれている。

第四七七九号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 青森市新町九ノ一六在日本大韓民国居留民団青森地方本部内 林圭復
紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八〇号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 東京都港区南麻布一ノ七ノ三二在
日本大韓民国居留民団中央本部内 呂起成
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八一号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 東京都港区南麻布一ノ七ノ三二在

日本大韓民国居留民団中央本部内 姜仁煥
紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八二号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 東京都港区南麻布一ノ七ノ三二大
韓民国在郷軍人会日本支会内 鄭炯和
紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八三号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 長崎市五島町八ノ七在日本大韓民国居留民団長崎地方本部内 趙容來
紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八四号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 佐賀市神野町八ノ四四在日本大韓民国居留民団佐賀地方本部内 姜小徳
紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八五号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅町一八ノ一七
在日本大韓民国居留民団福岡地方本部内 具益秀

紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八六号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 東京都港区南麻布一ノ七ノ三二在
日本大韓民国居留民団中央本部内 盧基徳
紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八七号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 滋賀県大津市島の関九ノ五在日本大韓民国居留民団滋賀県地方本部内 金相浩
紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八八号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 大阪府北区中崎町二ノ四ノ二在口
日本大韓民国居留民団大阪府地方本部内 徐永昊
紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七八九号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願

請願者 山梨県甲府市岩窪町二四二ノ一在
日本大韓民国居留民団山梨地方本部内 安鶴洙
紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九〇号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 静岡市相生町八ノ七 孫洪基
紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九一号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 宮城県仙台市本町一ノ五ノ三四在
日本大韓民国居留民団宮城地方本部内 安乗輝
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九二号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 東京都新宿区歌舞伎町二ノ三二ノ
九在日韓国人商工会連合会内 許
弼夷
紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九三号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 横浜市中区若葉町三ノ四三ノ四在
日本大韓民国居留民団神奈川県地方本部内 朴述祚
紹介議員 渡部 通子君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九四号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 長野県松本市深志二ノ八ノ一〇在
紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

日本大韓民国居留民団長野県地方本部内 朴金洙外二名
紹介議員 伊藤 郁男君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九五号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨宮崎町一一九在
日本大韓民国居留民団京都府本部内 張熙日外一名
紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九六号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 宮崎県川原町七ノ一三在日本大韓
民国居留民団宮崎県地方本部内 崔翔老外一名
紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九七号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 東京都目黒区八雲一ノ七ノ六 南
宮秀外一名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四七九八号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 秋田市中通六ノ一ノ六四在日本大
韓民国居留民団秋田県地方本部内 白南徳外二名
紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇〇号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 東京都立川市錦町一ノ三ノ七在日
本大韓民国居留民団三多摩地方本部内 李容世外二名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇一号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 埼玉県浦和市常盤四ノ一六ノ七在
日本大韓民国居留民団埼玉地方本部内 李鎮台外二名
紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇二号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 高知市知寄町一ノ七在日本大韓民
国居留民団高知県地方本部内 鄭
渭龍外一名
紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇三号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 群馬県前橋市古市町四九七ノ五在
日本大韓民国居留民団群馬地方本部内 張政夏外二名
紹介議員 柳澤 鍊造君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇四号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 富山市牛島新町三ノ二一在日本大
韓民国居留民団富山県地方本部内 尹炳哲
紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇五号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 徳島県小松島市中田町東山三〇ノ
二二在日本大韓民国居留民団徳島
県地方本部内 趙漢鏞外二名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇六号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 徳島県小松島市中田町東山三〇ノ
二二在日本大韓民国居留民団徳島
県地方本部内 趙漢鏞外二名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇七号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 徳島県小松島市中田町東山三〇ノ
二二在日本大韓民国居留民団徳島
県地方本部内 趙漢鏞外二名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇八号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 徳島県小松島市中田町東山三〇ノ
二二在日本大韓民国居留民団徳島
県地方本部内 趙漢鏞外二名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

第四八〇九号 昭和五十六年五月二十五日受理
在日韓国人に対する国民年金法の全面適用に関する請願
請願者 徳島県小松島市中田町東山三〇ノ
二二在日本大韓民国居留民団徳島
県地方本部内 趙漢鏞外二名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第四七七八号と同じである。

六月二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は五月九日)
一、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案

昭和五十六年六月十八日印刷

昭和五十六年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局